

本定例会に付議された議案件名

- 議案第39号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第40号 宝達志水町温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 宝達志水町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 宝達志水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 同意第7号 農業委員会委員の任命について
- 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第10号 専決処分の報告について
専決第9号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 報告第11号 専決処分の報告について
専決第10号 令和元年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 報告第12号 専決処分の報告について
専決第11号 令和元年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 報告第13号 専決処分の報告について
専決第12号 令和元年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 報告第14号 専決処分の報告について
専決第13号 令和元年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
（第3号）
- 報告第15号 令和元年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第16号 専決処分の報告について
専決第14号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について
- 報告第17号 専決処分の報告について
専決第15号 宝達志水町本社機能立地等を重点的に促進すべき区域における
固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第18号 専決処分の報告について
専決第16号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第19号 専決処分の報告について
専決第17号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 請願第1号 宝達志水町における精神障害者の医療費助成について

令和2年6月11日（木曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	8 番	守 田 幸 則
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸
7 番	柴 田 捷		

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 村 山 敬 一
次 長 浜 坂 浩 幸

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
参事兼総務課長 村 井 仁 志
危機管理室長 宮 本 孝 則
情報推進課長 山 本 昭 弘
財政課長 金 田 成 人
企画振興課長 安 達 大 治
住民課長 定 免 文 江
税務課長 村 井 康 志
健康福祉課長 一 家 剛

健康づくり推進 室 長	高 木 栄 子
農 林 水 産 課 長	松 原 好 秀
地 域 整 備 課 長	藤 本 清 司
会 計 課 長	越 外 志 美
宝 達 志 水 病 院 事 務 局 長	松 田 英 世
宝 達 志 水 病 院 事 務 局 長 (再編・統合対策担当)	濱 中 豊
教 育 長	細 江 孝
学 校 教 育 課 長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	笠 松 幹 生
生 涯 学 習 課 長 兼 文 化 財 室 長	坂 井 賢

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	議案第39号 令和 2 年度宝達志水町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 5	議案第40号 宝達志水町温泉施設条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第41号 宝達志水町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第42号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第43号 宝達志水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	同意第 7 号 農業委員会委員の任命について
日程第10	同意第 8 号 農業委員会委員の任命について
日程第11	同意第 9 号 農業委員会委員の任命について
日程第12	同意第10号 農業委員会委員の任命について
日程第13	同意第11号 農業委員会委員の任命について

日程第14	同意第12号	農業委員会委員の任命について
日程第15	同意第13号	農業委員会委員の任命について
日程第16	同意第14号	農業委員会委員の任命について
日程第17	同意第15号	農業委員会委員の任命について
日程第18	同意第16号	農業委員会委員の任命について
日程第19	同意第17号	農業委員会委員の任命について
日程第20	同意第18号	農業委員会委員の任命について
日程第21	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第22	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第23	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第24	報告第10号	専決処分の報告について 専決第9号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算 (第5号)
日程第25	報告第11号	専決処分の報告について 専決第10号 令和元年度宝達志水町国民健康保険特別 会計補正予算(第3号)
日程第26	報告第12号	専決処分の報告について 専決第11号 令和元年度宝達志水町後期高齢者医療特 別会計補正予算(第2号)
日程第27	報告第13号	専決処分の報告について 専決第12号 令和元年度宝達志水町介護保険特別会計 補正予算(第5号)
日程第28	報告第14号	専決処分の報告について 専決第13号 令和元年度宝達志水町ケーブルテレビ事 業特別会計補正予算(第3号)
日程第29	報告第15号	令和元年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計 算書の報告について
日程第30	報告第16号	専決処分の報告について 専決第14号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条 例について

- 日程第31 報告第17号 専決処分の報告について
専決第15号 宝達志水町本社機能立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 報告第18号 専決処分の報告について
専決第16号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 報告第19号 専決処分の報告について
専決第17号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 請願第1号 宝達志水町における精神障害者の医療費助成について
- 日程第35 同意及び諮問案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第36 同意及び諮問案件の採決
- 日程第37 同意及び諮問案件以外の議案に対する質疑
- 日程第38 町政一般についての質問
- 日程第39 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（柴田 捷君） あらかじめ申し上げます。

今定例会におきましては、今般の新型コロナウイルス感染防止対策として、一般の方の傍聴を中止し、傍聴は報道機関のみとしております。

また、議員及び執行部の皆様につきましてもマスクの着用を認め、マスクを着用したままの答弁も認めることといたします。マスクの着用につきましては、委員会も同様の対応を求めたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまから令和2年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 捷君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、3番 松浦文治君、4番 林 稔君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「新型コロナウイルスの影響による医療機関・介護事業所の昨年度年収を確保し、安全・安心の医療・介護を存続していくために新たな公的資金の導入を求める意見を国に提出することを求める陳情書」をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から令和2年4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（柴田 捷君） これより、本日提出のありました議案第39号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）から報告第19号 専決処分の報告について、専決第17号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの議案5件、同意12件、諮問3件及び報告10件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに令和2年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べますとともに、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして、順次その趣旨と概要を御説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてですが、5月25日に緊急事態宣言が全面解除となり、6月1日からイベントや外出の自粛、休業要請などが段階的に緩和されております。感染症対策には町民の皆様にも多大な御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

しかしながら、治療薬やワクチンは開発途上であり、完全な終息に至るまでは感染を防ぎながら慎重に社会・経済活動を行っていくことが重要です。そのために、一人一人の基本的感染対策、日常生活の各場面における生活様式、働き方の新しいスタイルなど、「新しい生活様式」への転換が進むよう取り組んでまいります。また、生活や社会活動への支

援、経済対策、各方面での積極的な取組が必要です。

4月と5月の臨時議会でお認めいただいた補正予算の一部の進捗状況ですが、個人向け支援事業の特別定額給付金につきましては、6月10日時点で給付対象の4,968世帯に対し、94.9%の4,716世帯に対し12億3,710万円を支給しております。

また、事業者向けの地域づくり緊急支援給付金につきましては、法人事業者28件、個人事業者31件の申請を受理し、順次手続を進めております。

その他の事業におきましても、町議会の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会において、早期の実施が必要な事業は補正予算で対応するようにと御意見いただいておりますとおり、今後も迅速な対応を行ってまいります。

また、このコロナ禍に対処するために、町内の個人や事業所の方から寄附金やマスク等の資機材を御寄附いただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

こうした御厚情と町民の皆様の御理解と御協力にお応えするべく、再び安心した暮らしが戻るその日まで、懸命に対策に取り組んでまいります。

次に、最近の熊出没の件について申し上げます。

先月20日に志雄小学校で熊が目撃されて以降、町内において熊の出没情報が相次いでおります。町では、町内の巡回パトロールや捕獲おりの設置、防災行政無線・安心ほっとメール・ケーブルテレビ等による注意喚起を行っており、今後も同様の警戒を続け安全確保に努めてまいります。町民の皆様におかれましても、十分な御注意と情報提供の御協力をお願いいたします。

次に、交通安全について申し上げます。

5月28日、本町は交通死亡事故ゼロ連続1,400日を達成いたしました。これは全ての町民の皆様の交通安全活動に対する御協力や、町交通安全協会をはじめ、関係団体の皆様の献身的な御活動、羽咋警察署等関係機関の御指導の賜物であり深く感謝申し上げます。

一方で、県内では交通死亡事故が多発し、警報が発令されています。本町の記録継続とともに、県内における交通安全の推進のために、今後も法令遵守とマナーアップへの御協力をお願いいたします。

それでは、今定例会に提出いたします令和2年度の補正予算関係1件、条例関係4件、人事関係15件、また報告関係について順次御説明申し上げます。

まず、議案第39号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、国・県等の補助金交付決定や、新型コロナウイルス感染症対策のため5,225万3,000円を追加し、総額を97億1,396万8,000円とするものであります。

歳出の主なものとして、総務費では、宝達志水町商工会に派遣している職員の人件費に要する経費の一部を追加するものであります。

民生費では、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給に要する経費のほか、心身障害者医療給付事業費において、県の制度改正により精神障害者の保健福祉手帳1級保持者が新たに助成制度の対象となることや、65歳以上の障害者は医療費の窓口負担が不要となることによるシステム改修費及び助成金の経費に加え、特別支援学校等の休校により通所施設のデイサービスを受ける児童・生徒の増加に伴う経費を追加するものであります。

衛生費では、町民センターアステラスの機器修繕にかかる経費のほか、住民健診及び健康づくり推進員の活動再開に向けた感染症対策費用を追加するものであります。

農林水産費では、黒イチジクのブランド化への取組として、パッケージデザインの作成等に要する経費を追加するものであります。

商工費では、山の龍宮城の代替施設としてユニットハウスを設置する経費と、宝達山の山頂公園植栽区域や登山道の整備・維持管理に要する補助金のほか、古墳の湯の温水ボイラー等の修繕にかかる経費を追加するものであります。

土木費では、国の補正予算により当初予算の事業を繰越予算で対応し、新たに橋梁補修の設計を行うための経費を追加するものであります。

消防費では、災害時に活用する住宅地図利用サービスを導入する経費に加え、新宮区自主防災会の防災資機材等の整備が宝くじ収益金を活用したコミュニティ助成事業の補助採択を受けたことから、所要の経費を追加するものであります。

教育費では、相見小学校のトイレ改修経費のほか宝達中学校の修学旅行の日程変更に伴い就学援助費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫補助金、県負担金、諸収入、町債のほか繰越金を充てるものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第40号 宝達志水町温泉施設条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、近年の物価や人件費の上昇、消費税の引上げ等により、県が定める公衆浴場入浴料金統制額の改定に準じて、本町の温泉施設の入浴料金を改定するものであります。

次に、議案第41号 宝達志水町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、旧氏による印鑑登録や印鑑登録証明書に現在の氏と旧氏を併記可能に、また成年被後見人は一律に印鑑登録ができない規定を、要件を満たした場合には可能とするものであります。

次に、議案第42号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり納税することが困難である事業者等に対し、町税の徴収を猶予するものであります。

また、新型コロナウイルスの影響で一定期間の売上高減少について経営革新等支援機関等の認定を受けている中小企業等を対象に、令和3年度の固定資産税を軽減するものであります。

次に、議案第43号 宝達志水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するため所要の改正を行うものであります。

次に、同意第7号から同意第18号 農業委員会委員の任命についてであります。

本案は、現委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命するものであります。

委員には、いずれも宝達志水町の柳瀬ト14番地、網 吉裕氏、敷波ハの148番地1、大山幹雄氏、宿123番地、岡野 茂氏、御館口20番地、北 武氏、下石ハ109番地、上月正美氏、聖川ト64番地、島田清一氏、坪山リ78番地甲、下出義晴氏、北川尻3の部56番地、中村 勤氏、南吉田ト90番地、松井良久氏、二口ニ13番地、宮本稔也氏、走入チ29番地、森本信良氏、河原キ42番地の1、柳橋正弘氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号から諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、本年9月30日をもって任期満了となる3名の人権擁護委員について、いずれも宝達志水町の菅原エ92番地、國井 勤氏を再任し、子浦レ148番地、井上由美子氏の後任として、所司原ヤ68番地、井上恵子氏を、敷浪ハ170番地19、杉中由美子氏の後任として、敷浪ト14番地、津田悦子氏を法務大臣に推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

任期満了を迎えられます井上由美子氏と杉中由美子氏におかれましては、人権擁護委員として人権思想の普及高揚に御尽力されましたことに対し深く感謝を申し上げます。

続いて、報告第10号から報告第15号までの6件は、いずれも令和元年度における各会計の補正予算において専決処分の承認を求めるものであります。

まず、報告第10号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は1億7,226万3,000円を減額し、総額を74億1,912万2,000円としたものであります。

歳入では、地方譲与税等の確定による減額のほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあっては事業の精算による補正が主なものであります。また、事業確定による減額や地方交付税額の確定等による留保財源を活用し、基金繰入金の一部を減額しております。

歳出では、消防費で広域圏分担金の確定に伴う追加のほかは、事業確定による補正と、一部で財源の組替えを行ったものであります。

次に、議案第11号から議案第14号までの補正予算の専決処分は、それぞれ国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、ケーブルテレビ特別会計において事業の精算と、国民健康保険と介護保険の両特別会計において基金積立金を増額したものであります。

次に、報告第15号 令和元年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

4事業、総額2億5,896万3,000円を繰り越すものであり、いずれも予算措置後の事業執行に不測の期間を要したほか、国の補正などにより年度内に事業完了ができなかったもので、適切な予算執行を図るため次年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第16号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、個人住民税の寡婦（夫）控除等の見直し、固定資産税の所有者不明土地等の賦課見直し等の所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第17号 宝達志水町本社機能立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の特定に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

これは、地域再生法の一部改正する法律が施行されたことに伴い、石川県地域再生計画に基づき、県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の申請期間を2年

間延長したものであります。

次に、報告第18号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

これは地方税法施行令等の政令の一部改正に伴い、国民健康保険税の限度額及び軽減の判定所得の引上げについて、所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第19号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

これは介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者等に対する介護保険料の軽減を図るため、所要の改正を行ったものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 捷君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎同意及び諮問案件に対する質疑・討論の省略

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。同意第7号から同意第18号までの同意12件及び諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第7号から同意第18号までの同意12件及び諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

◎同意及び諮問案件の採決

○議長（柴田 捷君） これより採決を行います。

まず、同意第7号 農業委員会委員の任命についてから、同意第18号 農業委員会委員の任命についてまでの同意12件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第7号から同意第

18号までの同意12件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの諮問3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり人権擁護委員候補者として、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎同意及び諮問案件以外の議案に対する質疑

○議長（柴田 捷君） ここで同意及び諮問以外の議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（柴田 捷君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 今から4点につき質問をします。

まず、避難所の安全対策についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染の終息が見通せない中、出水期を迎え懸念されるのが大雨や台風などの自然災害です。多くの町民が身を寄せる避難所には集団感染の危険が潜んでいます。

既に今年度も風水害の季節にも入っており、新型コロナウイルス感染防止と災害対応をどう両立させるのか全国的に課題となっております。

国からは、4月に都道府県の防災担当や衛生担当者に対して、避難所における新型コロナウイルスへの対応について通達が出され、その中で避難所運営に対して様々な配慮を求めています。これを基に石川県でも方針や計画が出されることと思います。これらを基に、

宝達志水町としての方針や計画が策定されるのだと思いますが、実際に町民に一番近いところで対応に当たるのは町の職員であろうかと思います。宝達志水町でもある程度避難所運営のシミュレーションや想定をしておく必要があるのではないのでしょうか。

ところで、寶達町長は防災士の資格をお持ちと聞いております。地域防災の専門知識をお持ちの町長には、4月の国からの通達はどういった印象を持ったのでしょうか。

ちなみに、私としては避難所が過密となることを防ぐために、親類や友人の家などへの分散避難の検討を周知するよという部分が引っかかりました。新型コロナウイルスの感染が騒がれている中で、親類や友人などの他人の家に受け入れてもらえるのか。逃げるのが現実的なのかという点です。

前置きが長くなりましたが、町長にお聞きします。

防災士の資格を持つ寶達町長としては、4月に出された国からの避難所運営についての通知について、どういった所感を持ったのでしょうか。

町民から、コロナ禍のもと、3密になりやすい避難所では感染症の発生リスクが高まるし、持病を持っているので自宅などにとどまったほうがいいのか、どうすればいいのかという声を聞きます。3密対策を講じて避難所を開設すれば避難者が満杯となり、受け入れが困難になることは目に見えております。

そこでお聞きします。

町は今のところ避難所の運営における新型コロナウイルス感染対策について、どのように想定しているのでしょうか。町の対策を町民にどのように周知するのでしょうか。また、避難所の感染対策の工事などを行う考えはあるのでしょうか。

住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることは、町民誰もの願いです。そのために私たち自身ができることは何でしょうか。また、近隣の方々や町民が共に支え合い、助け合いながら行えることは何でしょうか。まず自助・共助・公助の3つの助を生かして、日頃から実施していくことが大切だと思っております。

次に、病院や高齢者施設の感染防止対策についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染について、石川県は国の緊急事態宣言の対象地域から先月外れましたが、いまだお隣のかほく市の二ツ屋病院では感染のクラスターが発生し、多くの感染者が出ています。我が町の新型コロナウイルス感染者の何人かは二ツ屋病院の関係者であり、また、本町から二ツ屋病院に働きに行っている方々も少なからずいるとの話もありますので、私としても感染の状況を連日注視しています。

隣の市の病院であり、多数の高齢者が入院している二ツ屋病院で新型コロナウイルス感染が起こったことから、本町の宝達志水病院、そして町内の高齢者施設の感染対策はどのようなになっているのか気になるところです。

そこでお聞きします。

宝達志水病院や町内の高齢者施設の新型コロナウイルス感染防止策はどういったことを行っているのでしょうか。

さて、新型コロナウイルス感染によって全国の病院や高齢者施設で入院患者や入所者との面会を制限しております。本町の施設でも同様であろうかと思えます。現在の感染状況では面会制限の措置も仕方ないところではありますが、私としては、代替するような方法はないのかと以前から考えています。

そんな中で、厚生労働省は先月18日までに新型コロナウイルス感染防止対策として家族と入所者の面会ができなくなっている高齢者施設で、テレビ電話などを使ったオンライン面会を推奨する方針を地方自治体に通知したとの新聞報道がありました。

新型コロナウイルスの影響で、病院や高齢者施設での面会禁止期間が長引く中、病院入院患者や高齢者施設入所者、その家族や関係者の気持ちからすると、直接面会できなくともオンラインなどで顔を合わせられ、両者の心のケアにつながることはありがたいのではないのでしょうか。

また、課題としてオンライン面会は家族、施設双方にパソコンやタブレット端末、スマートフォンなどの機器が必要であります。面会と同様に会話のプライバシーも確保も必要となることが挙げられます。

そこでお聞きします。

宝達志水病院や町内の高齢者施設でオンライン面会をできるような環境づくりをしてはどうでしょうか。家族と入所者が面会できない状態が長く続くことほどつらいことはありません。今後、いろいろと感染防止対策など検討していただきたいと思えます。

次に、デジタル化への対応についてお聞きします。

今回の新型コロナウイルス感染が広がる中で、感染拡大への対処や経済・社会活動の維持といった点で、世界的にデジタル技術の活用が注目を集めております。

例えば、少し前に台湾では行政がデジタル技術を駆使して品薄となっていたマスクについて、台北市内の店舗ごとの販売状況をスマホの地図アプリに表示できるような仕組みをつくったというニュースがあり、私としては感心して見ておりました。

そして、日本ではそういったデジタル技術の活用が行われていないことに疑問を持ちました。最近になって、大阪府が感染情報の追跡システムを作ると報道されていましたが、私としては今回の新型コロナウイルス感染の事態を通じて、日本はデジタル技術の積極的活用が世界的に見ても決定的に遅れていることを痛切に感じました。

私としては、デジタル化技術の推進のためには、国のほうの方針もあろうかと思いますが、地方が身の回りのできる範囲からデジタル化を進めていくことが重要ではないかと考えております。その一環で、宝達志水町でも行政手続のデジタル化を迅速、的確に進めてほしいと私も町民も願っております。

そこでお聞きします。

宝達志水町の行政手続デジタル化について、どういった状況なのでしょう。そして、寶達町長の行政のデジタル化について意欲を含めて所見をお聞きします。早期に手続のデジタル化が実現すれば、人との接触機会が減るだけでなく、利便性は大きく向上します。しかし、手続の中に国の法令で規定され、現行法令ではそもそもオンラインによる手続ができないものもあるようです。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐという観点からも、ぜひ国には関連法令を迅速に見直していただきたいと思っております。

行政でデジタル化を推進する際には、それを支える役場職員にも研究や勉強をしていただいての資質を向上させなければなりません。

そこでお聞きしますが、現状、役場職員のデジタル化への対応についてどういった研修、勉強の機会を設けているのでしょうか。また、提案ですが、職員の資質向上のために情報処理検定の導入を行う考えはないのでしょうか。

国民は、常々デジタル化で心配しているのは個人情報保護のあり方です。必ず許諾を得ての利活用やプライバシー保護に責任を持って進めてほしいものです。

最後に、町のスポーツ施設での新型コロナウイルス感染予防についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、宝達志水町は町営スポーツ施設を臨時休業していましたが、6月1日から営業を再開しています。私の地元である今浜にも町営の総合体育館、武道館、スポーツ施設があり、営業を再開しています。新型コロナウイルス感染収束が見通しされない中で、スポーツ施設がすぐに以前のような利用状況になることは難しいかと思いますが、本来は学校の部活動やお年寄りのレクリエーションなど、町民が日常的に様々な場面で使用している施設です。

5月14日に国のスポーツ庁から、社会体育施設の大会に向けた感染拡大予防ガイドライ

ンが出されており、本町のスポーツ施設でもこのガイドラインに沿った対策をしているのだと思いますが、町民に安心して使用してもらうためにも、具体的にどういった対応をしているのか、町民に知ってもらうことは必要だと思います。

そこでお聞きします。

営業再開している宝達志水町のスポーツ施設は、どういった新型コロナウイルス感染対策をしているのでしょうか。

このほかに、熊や暴漢者等の出没を防犯上の注意を払っていただき、今後も安全・安心な楽しいスポーツ施設運営を目指してほしいと願っております。

これで質問を終わります。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

まず、避難所の安全対策についてですが、4月に国から避難所での感染症対応や被災者支援に関する通知がなされており、その中で周知事項を踏まえて、感染症対策を避難所運営に関する重要な課題として取り組んでいく必要があります。

避難所においても、平時と同様の感染症予防策を講じる必要がありますが、例えば3密を回避するために避難者ごとに十分なスペースを確保するには、収容人数の制限を行う必要があります。

この問題への対処として、ホテルや旅館等の活用も含め避難所を増やすこと、安全が確保される場合には避難所ではなく自宅や親族、知人宅などへ避難を求めることが通知されており、検討が必要と考えております。

また、換気や衛生管理に努める。そして、健康状態の確認や発熱・せき等の症状がある方、感染症に罹患した方への対応も必要となります。

課題は多くありますが、感染症対応が必要な時期においては、避難所の収容可能人数の見直しや、緊急避難所となる集落会館等についても適切な感染予防が実施される体制整備を実施したいと考えております。

また、本年3月に策定した避難所運営マニュアルに基づき、自主防災組織や防災士の御協力を得て、避難所運営訓練を実施する予定でしたが、感染症予防の見地も取り入れたものとして実施したいと考えております。

行政として、こうした準備を進めてまいりますが、町民の皆様におかれましても、避難

所運営に関する御理解と御協力、そして各集落や御家庭においてもマスクをはじめ、感染症予防に必要な物品の用意に御協力いただきたいと考えております。

次に、高齢者施設の感染防止対策についてですが、各施設は厚生労働省の高齢者介護施設における感染対策マニュアルや、施設の特性に留意した独自の取り決めによる対策が講じられております。利用者については十分に健康状態を確認し、体調の変化に対応できるよう努めています。

職員には、マスクの着用や手洗い・うがいの徹底、就業前の検温を行い、業務の中で3密につながる会議や行事を中止したり、衛生用品に使い捨て品を使用するなど工夫がなされております。建物内においては区分けを行い、人の行き来の制限や換気や拭き掃除など衛生管理を徹底しています。

また、外部者との接触を減らすために、入居者との面会を原則中止したり、委託業者の立ち入りを制限するなどの対応を行っております。

加えて、関係機関との連携や情報収集を徹底して行っており、安全な環境のもとで介護サービスが継続できるよう、感染防止対策が継続されています。

また、感染リスクを回避しつつ、利用者と家族が顔を見て会話できるようオンラインでの面会を実施したり、オンライン面会が難しい場合には、電話や写真・手紙による緊急報告を行っている施設もあります。

オンライン面会の環境づくりについては、町から施設に対して先進事例を紹介するほか、5月補正予算に計上した町の新型コロナウイルス感染症対策助成金や、国の地域医療介護総合確保基金のICT導入支援事業について周知を行ってまいります。

次に、行政手続のデジタル化の対応についてお答えします。

まず、平成23年12月から地方税申告手続eLTAxにより、特別徴収分の個人住民税の給与所得者異動届出書や給与支払報告書、法人住民税の異動届出書など、税務関係のオンラインによる届け出が可能となっております。

また、平成27年6月からは、図書館の図書貸出予約等の受付、平成30年2月からはコンビニにおいて住民票の写し、印鑑証明書、戸籍及び戸籍の附票の写しのオンライン交付を行っております。

行政手続のオンライン化以外に、人が行っていた定型的な作業をソフトウェアのロボットに代行・自動化させるRPAを令和元年度に試験的に導入しており、ふるさと納税の集計業務において作業時間が約87%削減されるなど、業務の効率化と職員の負担軽減に大き

な効果が現れております。今年度から本格的な導入を進めており、行政運営の効率化のために一層の活用を図りたいと考えております。

今後は、住民の利便性向上のため、住民票等の交付手数料や観光・文化施設の入場料など公共施設のキャッシュレス化を進めるほか、文化・スポーツ施設等の利用予約や研修・講習・各種イベントの申込みなど、オンライン利用が可能となる対象手続の範囲を拡大し、住民の利便性の向上や業務の効率化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、役場職員のデジタル化への対応についてですが、昨年度、職員を対象に-google-が提供するオンラインでのデジタル研修を実施しました。この研修では、デジタルマーケティングの基本講座として、デジタル技術を活用する目的、ゴール設定、分析方法などを学習しており、インターネットを活用した町のPRなど効果的な町政運営に役立てたいと考えております。

そのほか、デジタル化に関係した職員研修を継続的に実施するほか、職員資格取得奨励金制度においてデジタル化に関する資格も対象に加え、デジタル化社会に適した人材育成に努めてまいりたいと考えております。

なお、細部については、所管の課長から説明させますので御了承願います。

○議長（柴田 捷君） 危機管理室長 宮本孝則君。

〔危機管理室長 宮本孝則君 登壇〕

○危機管理室長（宮本孝則君） 3番 松浦議員の御質問にお答えいたします。

避難所の感染症対策についてであります。これまでの災害時における指定避難所は、衛生面や健康面でのリスクが高く3密の典型例であります。感染症防止対策は必須の課題と考えております。

具体的には、4月補正予算において衛生面、健康面の対策として、指定避難所用にマスク、うがい薬、手洗い消毒液、非接触型体温計などの衛生用品等の確保を図っております。

避難所内の環境づくりとして、検温や定期健康チェックの徹底、施設内のソーシャルディスタンスの確保のため、1人当たりの居住スペースを2平米から4平米に拡張し、避難者の動線等にも配慮するほか、新たな避難スペースの確保が必要な場合に避難所に追加指定するなど、環境整備にも配慮した取組を考えております。

これらについて、町ホームページでの掲載をはじめ、避難所運営等の関係チラシを全戸配布するほか、防災士や自主防災組織の会議などで幅広く周知をしたいと考えております。

また、感染対策の工事についてであります。避難者が衛生面や健康面、精神面での良

好な状態を維持できるような必要な整備に取り組むことも重要ですが、各避難所施設の利用目的や利用状況に鑑み、感染症対策として施設を改修することは難しいと考えております。既存の簡易な仕切りやパーテーションなどの活用により、避難所運営に当たりたいと考えておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（柴田 捷君） 病院事務局長 松田英世君。

〔宝達志水病院事務局長 松田英世君 登壇〕

○宝達志水病院事務局長（松田英世君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

宝達志水病院での新型コロナウイルス感染症防止策についての御質問ですが、院内での感染を防止するため、発熱などの症状がある外来患者については、一般外来の方と交わることがないように、臨時外来として玄関横のロビーの一角を仕切り、この中に空気清浄除菌装置を設置し診察を行っております。

なお、昨日でございますが、羽咋市の平昭七記念財団様から、陰圧式エアーテント一式の御寄贈があり、病院東側に設置したところでございます。今後このテントを利用し、これまで病院内で行っていた発熱者等の診察を行う予定であり、今後の感染症対策に有効に活用できるものと考えております。

また、4月20日からは、病院玄関において、来院者一人一人の体温のチェックを行っております。6月以降、一旦休止しておりますが、感染症の発生状況を見ながら、今後の実施を検討してまいります。

そのほか、病院スタッフについては、全員サージカルマスク、ゴーグルまたはフェイスシールドを着用し、手指消毒を徹底しているほか、院内の椅子、カウンター、手すり等の患者様が触れる箇所の消毒についても毎日入念に行っております。

また、入院患者様の感染を防ぐため、現在、面会を原則禁止させていただいているところであります。患者様、御家族様等には御不便と御心配をおかけしているところでございますが、このため病院では御質問にありましたオンライン面会を実施しております。

タブレット型端末機2台を用い、御家族と病室の患者様がそれぞれ端末機の画面を通して顔を見て会話できるものであり、希望される方は窓口で依頼すれば利用できるようになっております。

○議長（柴田 捷君） 生涯学習課長 坂井 賢君。

〔生涯学習課長兼文化財室長 坂井 賢君 登壇〕

○生涯学習課長兼文化財室長（坂井 賢君） 3番 松浦議員の御質問にお答えいたしま

す。

町のスポーツ施設での新型コロナウイルス感染予防についての御質問ですが、休館して
いました体育施設につきましては、石川県の休業要請の解除に合わせ、感染拡大を防止す
る対策を講じた上で、制限付きではありますが5月21日から屋外の8施設を、6月1日か
ら屋内の6施設を開館したところでございます。

感染拡大を防止する対策につきまして、施設の利用者には、体調がよくない場合は利用
を見合わせる事、利用する際には密閉、密集、密接の3つの密を避ける事、活動時以
外はマスクを着用すること、利用前後にこまめな手洗い等による手指消毒を実施すること、
他の利用者との距離を確保すること、利用中に大きな声で会話等をしないこと、各協議団
体が定める新型コロナウイルス対応ガイドラインを遵守してもらうこととしております。

施設での具体的な対策として、当面の間、多数の利用が見込まれます宝達志水総合体育
館では、定期的に換気するとともに、利用時間を1時間から1時間30分程度に制限し、利
用後はすぐに帰っていただいております。また、職員が定期的に扉の取っ手などを消毒し
ております。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 次に、1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 私のほうから1点質問させていただきます。

オンライン授業の取組についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響で社会ではリモートワークやオンライン会議が普及し
てまいりました。また、オンライン帰省やオンライン飲み会など、今までになかったコミ
ュニケーションツールとして、ICT（情報伝達技術）が活用されています。大学や一部
の高校でもオンラインによる授業を始めていることは、周知のとおりであります。

本町だけではありませんけれども、小・中学生は現時点においておよそ3カ月程度授業
が遅れております。そのため、学校を9月始まりにするという案も出ておりましたが、現
状では全くの白紙となっています。

コロナ感染拡大第2波が予想される中で、ますます児童・生徒の学習進度が遅れる可能
性があることは、今後十分に予想されることでもあります。

5月補正によりGIGAスクール構想対応の予算が計上されていますが、環境が整うの
はいつ頃なのでしょう。カリキュラムはどのようになっているのでしょうか。そのこと

について教えていただきたいと思います。

のんびり進める余裕はありません。特に、中学3年生は高校受験を控えております。GIGAスクール構想が早期に動かないのであれば、せめて中学3年生を対象にコロナの第2波、第3波があると仮定して、現状でできるオンライン授業の環境を早急に整えるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 1番 岩根議員の御質問にお答えいたします。

5月補正に計上いたしましたGIGAスクール構想の予算は、校内通信ネットワークの整備、児童・生徒1人1台の端末の整備、ICT支援員の委託の3項目であります。

1つ目の校内通信ネットワークの整備は普通教室、特別教室及び体育館に無線アクセスポイントを設置し、教室等でインターネットや動画を使用できるようにするものであり、設計、入札、契約、工事期間等を考慮するならば、完成は年明けの1月頃になると見込んでおります。

2つ目の端末整備は、児童・生徒に1人1台の端末を整備するものです。調達は町単独として行うのではなく、石川県公立学校情報機器共同調達協議会にて共同調達を予定しています。

今後、プロポーザル方式による事業者の選定が行われますが、納品時期については、全国の自治体で競争になっていることや、コロナの影響で世界的に調達が困難であることから、年明け以降になるものと想定されます。

また、カリキュラムについてですが、このGIGAスクール構想が整備されれば、子どもたち一人一人の反応を踏まえた双方向型の一斉授業が可能となること、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習が可能になること、一人一人が記事や動画を集め独自の視点で編集でき、各自の考えを即時に共有し共同編集ができる協働学習が可能となります。それらの効果を生かした学習内容を取り入れていくこととなります。

ただし、この2つの整備は、学校内で授業を実施するためのものであり、児童・生徒が自宅にてオンライン学習ができる環境が整備されるわけではありません。自宅でオンライン学習を実施するためには、端末及び通信環境が必要となります。現状では、端末については家庭で所有するパソコンやスマートフォンでもらうこととなります。

学校のパソコン教室にもタブレット端末はありますが、セキュリティの関係から持ち帰らせることは今のところは考えておりません。通信環境についても、各家庭の負担で動画のやりとりに適した通信契約をしていただく必要があり、通信料金等の費用が発生します。

以上のことから、中学3年生を対象にGIGAスクール構想整備前に再び新型コロナウイルス感染症の影響に対応するには、個人所有の端末や通信環境を使用し、未整備の家庭においては学校にてパソコン教室の端末を使用し、教室を分散し授業を受け入れるような対応を図りたいと考えております。

3つ目のICT支援員の委託については、校内通信ネットワーク整備と1人1台の端末整備が完了後に、当該端末を使用した授業がスムーズに行えるようなサポートをするためのものであり、オンライン授業においては授業の質を担保するためには、ふだんの授業において先生と児童・生徒が何ができるのかをお互いに理解をし、積み重ねていくことが必要だと考えております。

オンライン授業は、まだまだ普及とはいっておりませんが、使い慣れれば有効なものとなっていくと期待しているところです。

○議長（柴田 捷君） 次に、8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） 貴重な時間をお借りし、私のほうから3点ほど町執行部にお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、新型コロナウイルスによる町内企業の影響についてお尋ねをいたします。

世界的規模で感染が拡大している新型コロナウイルスは、日本においても例外ではなく、あらゆる方面に影響を及ぼし、石川県においても4月13日に緊急事態宣言が出されてから、ようやく5月14日に解除がなされ、6月1日には感染拡大防止のため休業要請を継続をしていた10業種についても全面的に解除がなされました。

しかし、この新型コロナウイルスについては、いつ本当の意味で終息するのか全く予想がつかず、仮に終息しても、特に飲食業、観光業にとっては客足が以前のように戻ってくるのか心配だという声や、また、他の業種においても影響が出始めてきているというようなお声を耳にいたします。

このように、影響を受けている事業者に対しては、国・県がそれぞれ資金繰り対策をはじめ様々な経済対策を講じてきているところであり、本町においても先の議会の臨時議会において、補助金や支援策等の予算計上をしてきたところでもございます。

しかしながら、どの業種もなかなか先が見えずに苦勞をしているのが現状ではないでしょうか。

そこで町長にお尋ねをしたいと思います。

現在、本町には大きく分けて商業、サービス業、工業、建築業と業種がございます。それぞれの業種の現状をどのように調査等なされ、把握されているのか、どのような声が大きかったのか。また今後、例えばプレミアム付商品券やさらなる支援や経済活動、また企業のみならず、町民生活での軽減策など、新たな支援策等の考えはありなのかお聞きをしたいと思います。

次に、小・中学校での新型コロナウイルス感染防止対策についてお尋ねをしたいと思います。

本町では、国の緊急事態宣言により4月13日から5月19日まで、学校が児童・生徒たちへの新型コロナウイルス感染防止のため、やむなく臨時休校をしましてまいりました。その間、卒業式や入学式は必要最低限で行うなどの対策も取られてきたところでもあります。

突然の休校で仲の良い友達同士の交流も少なくなって、その間、保護者の負担も大きなものがあつたとも思われます。5月20日から分散登校で午前中のみ登校であったが、ようやく6月1日から小・中学校が通常再開をされ、児童・生徒の楽しそうな笑顔や声に癒されるところでもありますし、新入生にとってはここからスタートということになるのではというふうにも思っております。

子どもたちが安心して学べるよう、また保護者が安心して送り出せるよう、町としてしっかりと感染防止対策を取る必要があると思っております。

そこで、教育長にお聞きをしましてまいりたいと思います。

登下校時のスクールバスは多くの生徒が乗車をされると思うが、利用時の防止対策をどのようになさっておられるのか。校舎内外及び授業中の教職員、児童・生徒の防止対策はどのように行っておられるのか。

また、休校が長期化し、自宅で過ごす子どものインターネットやゲーム依存が懸念をされる。休校期間中にネット動画視聴やゲームに費やす時間が増えたとの調査結果が新聞報道に掲載をされておりましたが、本町児童・生徒において、このような傾向はあるのかどうか。

長期間の休校により児童・生徒たちに何か変化などはなかったのか。また休校に伴い授業時間が不足をいたしました。この不足した時間をどのように確保するのか。

先の新聞報道で夏休み中の日程等が掲載をされておりましたが、本来は夏休みであります。今までこの暑い時期に授業をしたことはないように思われますが、今年は特にまた猛暑になるとも言われてもおります。エアコンはあると言うものの、1時間ごとの換気をしなければならない。また、マスクの着用と熱中症も心配をされる。授業中、水分補給などできるのか。子どもたちが授業に集中できるよう、単に遅れた時間を確保するだけでなく、いろいろな配慮も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

このような状況の中で、教職員の負担も増えるのではというふうに思われます。

そこで次に、学校における働き方改革の推進についてお尋ねをしたいと思います。

平成28年度の文部科学省の教員勤務実態調査の結果を踏まえた推計によれば、小学校の教師は年間800時間、中学校は1,100時間程度の時間外勤務を行っております。子どもに関することは全て学校で対応してほしいといった保護者や地域の意識に教師が応える中で、今、学校は必ずしも働きやすい職場ではないとも言われております。

このため、学校における働き方改革を推進する必要がありますが、働き方改革は当然ながら教師が楽をするためではなく、我が国の将来を担う目の前の子どもたちの学びの充実のために教師が子どもたちと真正面から向き合う時間を確保し、教育の質を維持向上させながら学校の持続可能性を確立することが目的であります。

専門職である教師が誇りを持ち、子どもたちの指導に使命感を持って専念できるよう、教師間の業務量の偏りを解消しながら、業務の削減に向けあらゆる手だてを尽くす必要があります。

国会において、教育再生実行本部など教師の長時間勤務への対応策等について議論を進め、平成30年12月4日には教育再生実行本部第11次提言として、また令和元年9月4日には文部科学部会、教師の資質と「教師の日」の制定など、社会的評価の向上に関する決議として、教職員定数の拡充とともに、スクールカウンセラー等の専門スタッフや教育の実務作業を補充するスクールサポートスタッフ等の増員、部活動指導員の配置に関する支援制度の創設、学校現場における勤務時間の適正な把握の徹底など、改革の実現に向けた提言を取りまとめたところであります。

昨年(2018年)の第200回臨時国会においては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給料等に関する特別措置法が改正をなされました。時間外勤務を月45時間、年360時間以内とする上限ガイドラインが法的な根拠のある指針となり、衆参両院の附帯決議において各地方公共団体に対して指針を参酌した上で、条例、規則など、そのものに教育職員の在校等時間の

上限時間数を定めることが盛り込まれました。

学校における働き方改革は、行政、学校、保護者、地域が認識を共有して当たらなければならない総力戦であります。このような観点からお尋ねをしていきたいと思っております。

第1に、学校における働き方改革の大前提である学校現場における在校等時間の客観的な把握と管理であります。文部科学省の令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査によれば、ICTの活用やタイムカードにより勤務時間を客観的に把握をしていると回答した教育委員会は、都道府県で66%、政令市で75%、市町村は47.4%という状況でありました。適切な在校時間の把握と管理がなされなければ、長時間勤務を止めることはできません。

同時に勤務時間の把握を行うことで、それぞれの教師の勤務状況が可視化され、教師間の業務の偏りを解消し、子どもたちの指導に専念できる環境の整備にもつながります。本町におけるICTの活用や、タイムカードなどの客観的方法の導入等を通じた在校等時間の適正な把握の状況はどうなっているのか。

また、客観的方法による在校等時間の把握を確実にを行うため、どのように取り組んでおられるのかお聞きをいたします。

第2には、在校等時間の上限や規則等で明確に位置づけることでもあります。今回の給特法改正では、教師の在校等時間の上限目安を月45時間、年360時間と設定をしました。上限ガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされました。人手不足が生じている中で民間企業と同等の上限目安を設定すること、優秀な人材に教師を目指してもらうためには必要なことでもあります。

そのために、国が策定する指針を参考に、各地方公共団体において在校等時間の上限に関する方針を策定し、それを条例や規則で位置づけることが欠かせません。1日でも早く学校における働き方改革を一步でも進めるために、本町においても在校等時間の上限に関する方針を策定し、それを規則で位置づけることが重要であるとも考えますが、本町立学校に関する学校管理規則においては、具体的な上限を明記する準備は進んでいるのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、条例や規則に定められた在校等時間の上限を踏まえた業務の適正化の徹底であります。

文部科学省の取組状況調査によれば、全国の教育委員会が在校等時間の縮減に効果が高いと考えられている上位5項目は、部活動ガイドラインの実効性の担保、学校閉庁日の設

定、ICTを活用した事務作業の負担軽減、留守番電話の設定やメールによる連絡対応の体制の整備、部活動への外部人材の参加でありました。

この調査の結果は、文部科学省のホームページで公表されておりますが、その中には全国の学校や教育委員会の効果的な取組も具体的に掲載をされております。この中でも、特に中学校、高校においては部活動が長時間勤務の大きな要因となっております。言うまでもなく部活動には非常に大きな教育的意義があり、子どもたちのためにも重要な活動ではありますが、その部活動を支える教師が疲弊してしまえば、持続可能なものではなくなってしまいます。

文部科学省においては、部活動ガイドラインの策定や部活動指導者の予算を措置しているとともに、将来的には部活動を学校単位の取組に移行し、部活動指導に意欲的な教師やアスリートとしての経験を持つ教師などが、学校以外の主体が行うスポーツ活動などに転職、転業の許可を受けるなどとして参加することも重要な選択な枠として検討していくと聞いておりますが、専門職である教師が誇りを持ちながら、教師が子どもたちと真正面から向き合う時間を確保し教育の質を維持向上させるためにも、部活動改革は待ったなしでもあります。

今後、部活動を持続可能なものにするための負担軽減策や、大会を含めた部活動そのもののあり方について、どのように考え進めていかれるのかお聞きをし、私の質問を終わります。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 8番 守田議員の御質問にお答えします。

町内業者の現状把握は商工会との情報共有により行っております。

商工会では、3月4日から新型コロナウイルス感染拡大に伴う相談窓口を開設し、5月31日までの集計では、中小企業や個人事業主から取引先への支払いや従業員の給与の支払い等の資金繰りのための融資や、国の持続化給付金、県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等について373件の相談を受けております。

実際に影響を受けている事業者数や影響の程度について、詳細に至るまでは十分に把握しきれていませんが、今後も商工会との情報共有により状況把握に努めてまいります。

次に、事業者に対する支援については、これまでに町独自の支援策として4つの支援策を設けたところであります。

1つ目は、石川県制度融資を借り受ける場合に、信用保証料相当額を補助する商工業制度資金信用保証料補助金。2つ目は、テイクアウト・デリバリー促進のための事業補助金。3つ目は、1月から6月のいずれかの月の売上高が前年同月比で30%以上減少した場合、中小企業者に20万円、個人事業主に10万円を給付する地域づくり緊急支援給付金。4つ目は、感染症防止資機材等を購入するための補助金です。

このほか、5月7日から6月30日の期間、ほっぴーさんポイント10倍キャンペーンに行政ポイントを補助しており、利用者の購買意欲を喚起するとともに加盟店の支援につなげております。

コロナ禍により、加盟店の1月から4月までの売上げは前年同月比75%まで落ち込んでおりましたが、キャンペーン開始から5月31日までの集計では、最も影響を受けていた飲食業で前年同期比128%、全加盟店で同121%と大きな成果が現れております。

さらなる支援等については、ほっぴーさんポイントを活用した施策の充実を主軸に進めてまいりたいと考えております。ポイントの活用は消費者である会員と加盟店の双方への支援となり、地域経済への波及効果が期待されます。

具体的には、新規加盟店の機器購入費等の初期費用に対する補助、さらに高校生以下1人につき500ポイントを付与してカード普及の推進を図りたいと考えております。また、カードを児童の見守りに活用するなど、幅広い利用による付加価値向上を図りたいと考えております。

このほか、事業者への直接支援施策として、融資の利子の一部を補助する町独自の利子補給制度を新設したいと考えております。

今後も地域の経済状況や国・県の動向を注視しながら、商工会との連携により町内事業者の支援に努めたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（柴田 捷君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 8番 守田議員の御質問にお答えします。

小・中学校での新型コロナウイルス感染症防止対策についてですが、登校時においてスクールバス乗車率が80%台となるコースもあります。児童・生徒には乗車時のマスクの着用や会話を控えること、検温や体調管理の徹底を指導しております。手指消毒をバス内に配備するなどの対策も行っております。また、バス運行の委託業者には、バス内の手すり

等の消毒、換気対策にも対応してもらっています。

学校内につきましては、毎朝児童・生徒の検温等、健康観察を丁寧に行っております。消毒液の設置場所と手指消毒及び手洗いの回数を増やして指導しております。教室では、机の間隔をできる限り空け、常に換気に努めております。グループでの活動を控え、他者と対話する際は、対面を避け、距離をとって行っております。また、体育科でのストレッチ運動や音楽科での合唱、家庭科における調理実習は当分の間しないことしております。

学校再開後の児童・生徒の様子ですが、特別な変化はございません。休業中は、インターネットやゲームをする時間が増えた児童・生徒はいたようですが、各校で規則正しい学校生活について指導をし、子どもたち自身の生活時間の見直しをしております。

そして、不足した授業時間につきましては、この6月は国語、社会、算数・数学、理科、英語といった主要教科の時数を増やしております。また、夏季休業中には計19日間の授業日を設けることとし、授業の遅れを取り戻すことしております。

また、これら授業時数を確保するために、これからの時期は熱中症の心配もございますため、こまめな水分補給についても指導をしております。エアコンを稼働しながらも換気に留意し、授業中の水分補給にも配慮する必要があると考えております。

次に、学校における働き方改革についてですが、町内の全小・中学校ではタイムカードは活用していませんが、教職員の在校時間の把握のために教職員一人一人にパソコンによる出勤と退校時刻の入力をしてもらっております。なお、在校時間及び時間外の勤務時間は自動計算され、町教育委員会としては毎月全教職員の結果を集計・把握しております。

教師の在校時間の上限に関する法的措置についてですが、県教育委員会は取組を始めて3年目となる今年度、調査をしながら改善を図っていきとしており、町教育委員会としては、現段階において規則等で在校時間の上限を明確に記すことは考えておりません。

しかしながら、教職員に対しては、今後も引き続き職員の働き方について考えさせ、時間外勤務時間の解消に努めてまいります。

次に、中学校の部活動を持続可能なものにするための負担軽減策についてですが、現在、7つの部活動に対して8名の地域の方にコーチとして指導に当たっていただいております。また、教職員の顧問は複数人制とすることで、交代で指導に当たることも取り入れております。

また、部活におきましては、平日1日と土日いずれか1日の週2回部活を休む日を設けております。

最後に、大会も含めた部活動そのもののあり方についてですが、国が策定したガイドラインや県の方針にのっとり、生徒の教育上の意義や生徒と部活動顧問の負担が過度にならないように指導しているところがございます。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、異学年同士の中で好ましい人間関係の構築や、自己肯定感や責任感の育成など、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいものと考えております。

○議長（柴田 捷君） 8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） コロナウイルス感染による町内企業の影響は、イベントの中止など、まだまだこのコロナ禍ということで、以前のように戻るまでには時間がかかるとも言われております。町のほうでもいろんな補助金、施策等を付けてきたところであります。

またそれが、利用してもらい、また利用をしやすくしてあげるということも大事でありますし、先ほどの答弁の中でも今後はほっぴーさんカードを中心に、またいろんな支援策を考えていきたいとの御答弁でもございました。

ほっぴーさんカードに加入している店舗数、これは限られます。また、新たに参加をされるところへの初期投資への補助金等も考えているということでもございました。あるいは高校生にも、あるいは見守り児童に対してもということでもございました。

しかしながら、一定の企業だけではなく、町全体がやはりそういった支援を、補助を受けられることも大事であろうというふうに思っておりますし、やはり大切なのは状況に応じた新たな施策を速やかに出していき、実行していくということも大事なところでもあろうというふうに思っておりますので、また今後もそういった形でよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

また、小・中学校の感染防止対策でございます。今、御答弁をいただきましたが、長期の休みの中で、生徒たちに変化はさほどなかったのかなというふうに思って聞いておりましたが、例えば、長きにわたってお休みをすると、行きたくないというような、まあ不登校でございます。そういった生徒は現在おられるのかどうなのか。

また、この授業時間の不足分を平日あるいは夏休みというような形で補っていくというようなことではありましたが、それでこの時間が本当に補えるのかどうなのか。文部科学省のほうでは学習内容を年度内に終えることが難しい場合、次年度以降に繰り越すことができるということをお認めているが、これは本当に年度内でそういった不足した時間を解消で

きるのかどうなのか、いま一度御答弁をしていただきたいなというふうに思いますし、また単に、先ほども申しました時間だけを補うんじゃないくて、やはり一人一人の遅れてきたこの授業、そういったものをしっかりと格差のないように丁寧に教えることも大事なことであろうというふうに思っておりますので、その辺はどのようになさっていくのか、いま一度御答弁をしていただきたいなというふうに思います。

コロナ禍の中、3密にならないように、大変だというふうに思いますが、子どもたちにとってはやはり大きな問題でございますので、しっかりとした対応をお願いいたします。

また、教職員の働き方改革でございますが、教職員が仕事をしやすく、教育の質を維持向上させていくためにも、働き方改革は大事なことでありとも思っておりますので、今後とも引き続き改革をしていっていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 8番 守田議員の再質問にお答えをいたします。

御指摘いただきましたとおり、町内の経済活動、また事業者支援につきまして、幅広い業種、また多くの事業者の方、こういった方にしっかりと目を向けた支援が必要であると思っております。

またこの先に、いろんな支援策するにしても、中身のわかりやすいもの、そして利用しやすいもの、そういったことにしていくことも重要であると考えておりますので、御意見いただきましたこと等にしっかりと留意しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 8番 守田議員の再質問にお答えいたします。

小・中学校におけるコロナウイルス拡散防止のために臨時休業が長引きましたことにおきまして、子どもたちの影響ということが御質問にあったかと思えます。長きになると子どもたちは学校へ行きたくなくなるんじゃないか、そういう御質問だったと思うんですけども、それについては、現在これまで不登校ぎみの子は数名いましたが、その子どもたちは来たり、来なかったりしている状況はいまだにございます。ただし、反対にこの長き

にわたる休みがあったために学校へ反対に来やすくなった。そして今、休みがちだった子が登校しているという状況もございます。そういった状況で、今のところ、この長い休みのために不登校が増えたということとはございません。

次の件ですけれども、授業時数がちゃんと補えるのか。まず日数についてですけれども、今、夏休み等を活用した場合に、8月末において通常よりも5日間授業日数が足りない計算となります。日数だけではございませんけれども、その中において、当然教育を進めるに当たり、個に応じた教育を充実していきたいと思っております。

また、教職員の仕事を増やしていくと質が落ちるんじゃないか、そういった件は非常に私どもとしても心配しているところでございます。教職員の意識改革をこれからも継続して努めていくことで、教職員のやる気、向上心をさらに維持できるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（柴田 捷君） 次に、4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 本6月議会において、質問の機会をいただきありがとうございます。

今回は、キャッシュレス決済の導入とGo Toキャンペーンについて質問いたします。

まず、公共施設、自治体窓口におけるキャッシュレス導入について質問いたします。

経済産業省では、2025年までにキャッシュレス決済比率を4割程度にする目標に向け、キャッシュレス化普及を促進しています。キャッシュレス化の推進は、住民にとっても現金を持ち歩かずに支払いができるなど利便性の向上につながるとともに、店舗や自治体においては現金取り扱いの時間や手間を削減できるなど、業務の効率化につながります。

昨年10月から実施しているキャッシュレスポイント還元事業を通じて、主に中小企業店舗のキャッシュレス化が進んでいますが、住民の方々からは自治体の窓口や公共施設のキャッシュレス化を望む声も出てきています。

現在、宝達志水町では多くの自治体と同様に、窓口や公共施設における各種料金、手数料の支払いは現金を中心に行っておりますが、先ほど経済産業省が進めるキャッシュレス化推進事業においてモニター自治体に選定されました。このモニター自治体での取組の概要についてお示しくください。

また、私は以前、納税方法を増やすことを提案しましたが、今回のモニター選定をチャンスと捉えて、できる限り多くの公共料金や税金の納付のキャッシュレス化に取り組むべ

きと考えます。なお、近くの自治体でもキャッシュレス化に取り組んでおり、本町におかれてもこれを望みますが、どういってお考えかお示してください。

次に、Go Toキャンペーンについて質問いたします。

現在、政府で行われております補正予算によって、今後の収束を見極めつつ、かつてない規模の旅行商品の割引による観光事業の喚起を行い、観光全体の消費を促進するとしていきます。

甚大な被害を受けている観光業について、飲食業、イベント、エンターテイメント業などを支援する取組に合わせ、官民一体型の需要喚起キャンペーンの実施や、宿泊・日帰り旅行の割引、観光地周辺のお土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できるクーポンの発行に対して支援を行い、地域の消費を喚起するとしています。

宝達志水町においても、地域の振興のために積極的な施策が必要と考えますが、どのように取り組んでいくかお示してください。

以上2点について質問いたします。ありがとうございます。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入についての御質問でございますが、本町は令和2年4月15日に経済産業省よりキャッシュレス化を進めるモニター自治体に選定されております。

今後は、経済産業省の導入手順に沿って、導入対象窓口やキャッシュレス決済手段の選定等を行い、行政事務の効率化及び住民の利便性向上を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

キャッシュレス化のメリットとして、住民サービスの向上、また窓口での現金授受の際の確認や釣り銭の用意といった手間が省けることから、受付所要時間の短縮や金額相違のリスク低減が期待できます。

デメリットとしては、領収書の発行ができないほか、導入時のシステム改修費、決済手数料や月額利用料という新たな費用の発生が考えられます。

PayPay等スマートフォン決済による公共料金の支払いについての御質問でございますが、税金等のスマートフォン決済は、県内では県と10市町で行われており、7月1日から1つの市が開始する予定です。本町においても、公共窓口でキャッシュレス決済に合わせて導

入を検討したいと考えております。

次に、Go Toキャンペーンについての御質問でございますが、国は新型コロナウイルス収束後に、期間限定で観光、運輸業、飲食業などを対象に、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施することとしております。

事業の概要としては、旅行代金の半分相当のクーポンや飲食店で使用可能なポイントの付与、プレミアム付食事券の発行、商店街におけるイベント開催、プロモーション、観光商品開発等が見込まれております。

キャンペーンに向けた対応として、例えば飲食関係であれば事業者の予約サイトへの登録が必要ですが、本町では未登録の飲食店が多いため、飲食店組合等への働きかけが必要と考えられます。

その他、大きな効果に着実につなげられるよう、民間事業者と連携し、キャンペーン開始までに必要な対応を積極的に行ってまいります。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、2番 勝二正人君。

〔2番 勝二正人君 登壇〕

○2番（勝二正人君） 質問の許可をいただきましたので、3点について質問させていただきます。

まずは、4月に就任されました細江教育長の教育方針についてお尋ねします。

本町においては、宝達中学校、そして5つの小学校があります。少子化の影響で児童・生徒数が減少する中、いずれも小規模な学校であります。それぞれの学校が地域に根差し、親しまれ、子どもたちが伸び伸びと育つ、これが我が町の教育環境の特徴の一つと考えております。

こうした中、今般のコロナ禍は学習にとって大きな障害となっております。限られた時間の中で挽回できるように指導を行っていくこと。そして長期化しても対応できる柔軟な学校づくり、学習環境づくりが必要と考えます。

そこで、細江教育長は本町の教育環境の特徴をどのように考えておられるか。また、今般のように長期の休校が必要となった際に課題となる学習の保障など、昨年度末からどのような教育に取り組んできているかお示してください。

教育のICT化やオンライン学習の早期取組が必要と考えますが、一方で、視力の低下や体調、体力に関するコミュニケーション能力の成長に関すること等で悪影響が心配され

ます。小規模な学校であることを生かした個性的な学校づくり、これを通じた地域の活性化を両立する政策も必要になると思いますが、お考えをお示してください。

次に、スポーツコミッションについてお尋ねします。

先月の全員協議会でスポーツによるまちづくりとして、スポーツコミッションの設立について説明がありました。資料には、スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化へとありますが、スポーツコミッションが目指すまちづくり、地域活性化、そして持続性とはどのようなことか、概要をお示してください。

観光協会や商工会など民間団体と連携して活動する組織とありますが、今年度の成立を目指していたDMOとの類似性が感じられます。スポーツコミッションとDMOの違いをお示してください。組織の成立には人材や資金の確保、そして先ほど挙げた民間団体との連携が必要ですが、体制整備をどのように進めていくのか、本町において具体的にどのような事業を行っていくのか、既存のスポーツ団体の振興や競技力向上など、設立に際して長期的な方針をお示してください。

また、現在のところ、多くの町民にとってなじみのない事業ですので、どのように関心を高めていくのかについてもお示してください。

最後に、ため池の安全対策についてお尋ねします。

近年、集中豪雨と大規模災害が多く発生しており、梅雨後の出水期を迎えるに当たりため池の安全確保が重要です。町には多くのため池がありますが、これらの調査や老朽化対策、安全対策、廃止等の工事が実施されてきたと思います。この何年間に行われてきた事業の今後の計画、そして出水期を迎える安全管理についてお示してください。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

近年、スポーツや文化財の有効活用による地域の活性化を図る動きが国の施策の流れとなっております。

スポーツコミッションは、スポーツ庁が各地に設立を促しており、本町としては自治体やスポーツ団体のほか、観光協会、商工会などが連携して町内にあるスポーツ資源や観光資源を生かし、地域でのスポーツイベントの開催や、合宿の誘致等を1つのきっかけとして、スポーツによる交流人口の拡大につなげたいと考えています。

その中で、通年的な誘客の仕組みやスポーツツーリズムの環境を構築することで、宿泊、飲食、観光、物販等の分野での経済効果、雇用の拡大等の社会的効果の創出に貢献し続けることがスポーツコミッションの意義であり、地域スポーツや経済圏、そして組織自身の持続性を高めることにつながると期待しているところです。

このようなスポーツによる持続的なまちづくり、地域活性化を目指して、先般、本町もスポーツコミッション事業に応募したところであります。

他方、DMOについて観光庁は、観光地域づくり法人、観光による地域づくりの舵取り役であるとしています。スポーツがメインか、観光がメインかという違いはありますが、誘客によって地域づくりを図るという点では、スポーツコミッションもDMOも同じであります。

次に、体制整備については、事業が採択された場合、スポーツ庁の補助金を活用し、本件に関係する体育協会、宝達志水スポーツクラブ、観光協会及び商工会等の協力を得て、3月末までにスポーツコミッションを設立したいと考えております。4月以降につきましては、新年度の予算を検討する中で、適宜予算措置したいと考えております。

次に、地域のスポーツ団体の振興や競技力の向上については、基本的には体育協会の役割、範疇であり、スポーツコミッションの役割ではないと考えております。

ただし、イベント等を開催する際は、体育協会もスポーツコミッションもありません。来ていただいた方々に満足してもらうため、皆で協力して当たらなければなりません。体育協会、宝達志水スポーツクラブ、これから立ち上げることになるスポーツコミッションともに十分な仕事を行うためには、事務局の強化が課題であることから、今後検討していきたいと考えております。

次に、町民の関心を高める取組については、単に町報に載せる、ケーブルテレビに流すだけでは不十分であると考えております。事業が採択されれば町民に理解を深めてもらうためのシンポジウム等の開催も可能になりますので、当該分野の有識者、著名人を招くなどして、多くの方に関心を持っていただけるよう工夫したいと考えております。

なお、その他の御質問については、所管の課長から説明させますので、御了承願います。
以上です。

○議長（柴田 捷君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

まず、本町における教育環境の特徴についてですが、私は、教育長就任前には県教育委員会学校指導課に勤務しており、その折に、石川県の能登地区から加賀地区までの多くの小学校、時には中学校を訪問させていただきました。

そこで学んだことから、小・中学校の教育環境を見ますと、先ほど御質問にありましたように、小学校5校、中学校1校、いずれも基準から言いますと小規模校になります。児童・生徒が減ってきており、そのメリット・デメリットは考えられるものの、地域の方々の協力を多くいただいていること、地域の子どもたちを大切に見守っていること、また、空調設備の整備やICT教育機器等も順次整備されていること、児童・生徒を中心に据えた教育実践がこれまで推進されてきていること等、全県的に見ましても、子どもたちを取り巻く教育環境は整っている町であると思っております。

ただ、新型コロナウイルス感染症拡大防止における児童・生徒の学びの保障、オンライン設備環境等の整備、教職員の多忙化、小学校統廃合問題、施設の老朽化、地域・学校・家庭の連携による青少年の健全育成及び未来の担い手の育成、生涯スポーツの幅広い普及・推進、町内の歴史・文化財産の活用、国際交流事業などの多岐にわたる課題があることも現状です。

次に、それらの特徴及び課題を踏まえ、教育方針を述べさせていただきます。

4月25日に教育長に就任しましたときにお話しさせていただいたように、子どもたちをはじめといたします町民の皆様方の安心・安全、そして町民の方々が誇りを持てるよう、子どもたちをはじめといたします町民の方々を中心に据えた教育行政を進めてまいりたいと思っております。

今は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために様々な制約はありますが、「学んでよかった」と、学ぶことの意義が実感できる個の可能性を伸ばす教育の推進をしていきたいと思っております。

そのために、これから必要となってくるICT活用力の育成、未知の課題にも対応できる力の育成、また知的好奇心を高める本物に出会える機会等も取り入れていければと思っております。

また、生涯教育、社会教育、スポーツ振興等については「住んでいてよかった」と言えるよう、それぞれの活動における多様なニーズに積極的に対応した取組を進めてまいりたいと思っております。

これらの方針を実現するには様々な課題がありますが、それらの課題に真摯に向き合い、

できないということを通じて取り組まないのではなく、今できることは何かを考え、教育行政を進めてまいりたいと思っております。

次に、個性的な学校づくりと地域の活性化を図る取組についてですが、この点につきまして、ふるさと教育の充実が図られております。その一例としましては、押水第一小学校や宝達小学校でのアサギマダラをテーマにした自然学習、相見小学校の末森城をテーマにした歴史学習、志雄小学校では米作りからオムライスの調理に至る食育学習がございます。

これらの学びには、地域の方々の協力も欠かせません。現在、各校では地域の人材を有効に活用し、宝達志水町の良さに気づき、生涯にわたり郷土を愛する人材育成に努めております。

次に、コロナ禍での学習保障についてですが、まず、昨年度末からの取組について御説明いたします。

臨時休業が始まりました3月では、家庭学習としてプリントや問題集を出しておりました。その間、1週目は電話連絡で質問に答えました。2週目は家庭訪問を行い回収した課題の説明を、3週目は通知表渡しにて保護者との面談を行い、4週目は登校日を実施し、残っていた主要教科の学習を終わらせるという計画のもと、段階的に取り組んでまいりました。

今年度初めは、1週間の授業が行われました。その後の休業期間においては、前の学年の復習を中心に家庭学習の課題を出し、休業が長引くことが予想されてきた4月下旬より新しい学習内容の課題を予習的に出す計画を立て、小学校ではDVDを各家庭に配布し、中学校では授業動画の配信を行ってきました。

今後は、当面の間、国語、社会、算数・数学、理科、英語の授業を増やした時間割で取り組んでまいります。また、本来7月21日より始まる夏季休業期間において、合計で19日間の授業日を設けることで学習の保障をしていきます。

また、ICT教育等につきましては、現在段階的に準備をしているところでございます。

最後に、健康への影響や、コミュニケーション能力が懸念されることでございますが、現在、学校の授業では3密を回避する取組として、児童・生徒同士が密に話し合う活動を控えるよう指導しているところでございます。

議員御指摘のように、コミュニケーション能力の育成は大変重要であると認識しております。町内の小学校、中学校におきましては、マスクを着用しながら対面を避けるとともに、時間を決めて他者と話し合うよう助言をしております。

今後も児童・生徒のICT活用能力とコミュニケーション能力を合わせた指導を、そして児童・生徒の心身のケア及び健康面に対する指導に心がけてまいりたいと思っております。

○議長（柴田 捷君） 農林水産課長 松原好秀君。

〔農林水産課長 松原好秀君 登壇〕

○農林水産課長（松原好秀君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

本町のため池についてですが、昨年度に県営事業で9カ所を廃止したことから120カ所を有しています。

ため池の安全対策としましては、防災対策を平成24年度から平成27年度に子浦地内の大谷屋池で、平成26年度から平成31年度に菅原地内の菅原池で実施しております。また、震災対策事業で宮田池と獅子ヶ池の耐震対策を本年度から計画しています。

さらには、県営廃止ため池事業で今年度に3カ所を廃止する計画であり、令和3年3月末でのため池は117カ所となる予定です。

今年度の出水期に際しての安全管理としましては、ため池の管理者である地元区と町・県などの関係機関との連携を密にし、初動体制を確実にを行い、地域住民の安全・安心を最優先に、ため池の防災減災対策に取り組んでまいります。

○議長（柴田 捷君） 一般質問の途中でありますが、議事の都合により昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後は1時から会議を開きます。

午後0時09分休憩

午後1時00分再開

○議長（柴田 捷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番 塚本勇仁君。

〔5番 塚本勇仁君 登壇〕

○5番（塚本勇仁君） 私より、豚熱または豚コレラと言われている野生イノシシの感染病について質問させていただきます。

豚熱の発生が26年ぶりに確認されております。当町においても2頭のイノシシの検体を検査した結果、陽性と確認され、養豚業者に衝撃を与えております。それは感染したイノシシが確認された場合、確認場所より半径5キロメートル内にある養豚場では出荷停止、

または殺処分されるので、養豚業者にとっては大変な損害です。

当町には、2件の養豚業者があり3,600頭の豚を飼育しております。豚熱発生確認後、早急にイノシシの侵入を防ぐため、県・町の補助により電気柵や恒久柵を設置して、イノシシの侵入を防止して豚への感染を防いでおります。その費用にしても、大変な金額となっております。

豚に直接ワクチンを接種するのが一番効果的であるということではありますが、豚肉の品質と清浄国という国際問題になっていくおそれがあるとして、慎重な態度をとっているそうです。

また、県においても昨年9月より本年5月までの2回、町内において65カ所で経口ワクチンを敷設しております。今年度も6月より敷設をする予定だそうです。

そこでお聞きします。

経口ワクチン敷設の効果と食いつき状況についてはどのような変化があったのか。また、豚熱の収束がどこにあるとお考えかお聞きいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 5番 塚本議員の御質問にお答えします。

豚熱対策として、町内の養豚2事業者は、昨年度電気柵や金網柵等による侵入防止対策を国・県・町の支援事業を活用して行っております。さらに飼育豚へのワクチン接種も行っており、感染予防対策を講じているところであります。

並行して行われている経口ワクチンの野外散布は、豚熱の抗体を保有するイノシシが一定数生息する防疫帯を構築して感染したイノシシの北上を防ぎ、県内養豚場への豚熱感染拡大を防止することを目的とするものであり、本町も含め、県や市町、関係団体からなる石川県CSF感染拡大防止対策協議会が主体となって、昨年8月から国の指針に基づいて実施しております。

県内の経口ワクチンの摂食推定率は、有害鳥獣捕獲協力者の協力もいただき、散布前に餌付けを行っていることもあって、全国的に高いほうであるとのことでした。

なお、4月30日に下石地内、5月12日に向瀬地内で捕獲したイノシシが豚熱に感染していることが判明しております。養豚場で感染が確認されれば、全頭殺処分という措置になります。こうした事態が発生しないよう、今年度実施する計6回の散布を含

め、今後も経口ワクチン散布を継続することにより、地域内に生息するイノシシの抗体保有率を上げ、養豚場への豚熱感染を防止していきたいと考えています。

最後に、豚熱対策の収束点については、国の基準が示されていない状況ですが、県やほかの市町、関係団体と連携しながら、養豚場への感染防止を最重要と考え、飼育豚へのワクチン接種など養豚場の防疫対策をはじめとする豚熱対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町支部を代表して、新型コロナウイルスの次なる感染拡大に備えるために、4つの角度から質問いたします。

まず、町の医療崩壊を防ぐための医療機関の防衛についてであります。

この医療防衛の第1点目は、新型コロナウイルスに感染しているかどうかを判断する一つの要素となっておりますPCR検査についてであります。

厚生労働省のクラスター対策班の西浦北海道大学教授や、厚生労働省の新型コロナウイルス専門家会議の尾身副座長なども、実際の感染者は発表されているものの10倍以上いると述べておられます。

PCR検査数を増やすことが大事です。石川県や宝達志水町では医者が必要と判断した方に漏れなくPCR検査がされているのかどうかということをもっとお聞きします。宝達志水町ではどうだったのか、それについてお聞きします。

医療問題の2点目は、PCR検査については宝達志水病院でも鼻の粘液の検体を採取することができるようになりましたが、採取した検体を業者に頼み、金沢にある検査機器を備えたところに持っていかなければなりません。また、町の病院では検体を採取する感染の危険も生じます。石川県では検査センターをつくり、検査機器を1台増やして5台にして、県の医師会も新たに2台購入するそうですが、それらの検査機器や検査センターは全て金沢市にあるのではないのでしょうか。

能登地域にも県の予算で複数の検査センターや検査機器を導入し、検査結果がすぐ分かるようにし、検査センターで働く人員の確保も石川県が行うことが次なる感染拡大を防ぐために必要だと考えています。

寶達町長は、PCR検査体制の充実を能登地域にも充実させるよう、町長会などを通じ

て石川県に要請すべきと考えますが、いかがですか。

医療問題の3点目は、新型コロナウイルスから町内の医療機関を守ることにについてであります。

宝達志水病院をはじめ、町内の医療機関はどの医療機関も町民にとって重要な役割を担っています。例えば、町内の歯科医院は、町内の高齢者の口腔内の定期管理を行って、高齢者を誤嚥性肺炎から守っています。子どもたちの食育を支える歯の健康にも貢献し、内科を開業されている診療所は、訪問診療などで病院に行けない町の高齢者の健康を守っています。慢性疾患の患者を励ましながら病気の管理を担っています。子どもたちの突発の熱症状などでは、なくてはならない診療所であります。

しかし、新型コロナウイルスの影響で全国の医療3団体の調査では、緊急的な助成がなければ地域で医療崩壊が強く危惧されるという厳しい状況を報告しています。全国の診療所の8割以上で外来患者が減少して、3割を超える診療所が保険診療収入で対前年度比で5割減、病院を閉じたり休業、従業員の解雇を検討する医療機関が激増している、こう指摘しています。

日本医師会の要請では、コロナ対応で1兆6,000億円、通常の医療を継続するために2兆5,000億円の支援を国に求めています。国の第1次、そして今採択されるであろう第2次補正でも必要十分な予算が打ち出せていません。

次なる感染に備え、新型コロナウイルスの最前線で感染の不安を抱えながら、町民の命と健康を守って頑張っている診療所などへの町としての支援が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

医療問題の4点目は、コロナ禍での診療所や病院の共倒れを防ぐという問題であります。具体的には、羽咋郡市の広域圏の病院として位置づけられている羽咋病院にその名にふさわしい使命を果たしてもらおうということでもあります。

羽咋病院を羽咋郡市の新型コロナウイルス感染の重症者や中等症患者の唯一の入院受け入れと、発熱外来を担う外来病院として位置づけようという提案であります。それ以外の羽咋郡内の診療所や病院は、新型コロナ以外の医療に専念するなどの機能分けを行う必要があると考えています。

また、症状は出ていないけれども、新型コロナウイルスに感染している人や軽症の人を隔離する宿泊所を羽咋郡市内に確保する必要もあります。いずれにしても、次なる羽咋郡市の感染拡大に備えるための議論を一刻も早く行うよう求めるものであります。

そのときに、羽咋郡市において羽咋病院の果たす役割をしっかりと議論すべきだと考えます。町長は羽咋郡市広域圏事務組合の理事の1人としての役割を発揮すべきだと思いますが、いかがですか。

医療問題の5点目は、高齢者の命を新型コロナウイルスから守るという問題であります。

御紹介したいのは、日本小児科学会の理事をされている長崎大学の森内教授がこう言っています。「まだ分からないところの多いウイルスなので、引き続き注意していくべきではありますが、新型コロナウイルスは普通のインフルエンザのように子どもで広がって大人に拡散するというタイプの感染症ではない。北九州の小学校でクラスターが発生しましたが、国内で10歳未満で新型コロナウイルスで重症になったのは1人だけ。10歳から19歳も重症になったのは1人だけという状況です。守るべきは高齢者や基礎疾患のある方です」と述べておられます。

また、今年の4月24日に、アメリカの救急医療に30年間携わってきている現役の医師の投稿が、ニューヨークタイムズ紙に掲載されたのを日本の医療従事者に紹介され、日本語訳で読みましたが、中身は新型コロナウイルスに感染した重症の患者の容態の紹介であります。

緊急の外来に来られたのですが、酸素の飽和度が低く、レントゲンで見たりしてひどい肺炎で重症だが、本人の症状は比較的最小限の苦痛に耐えているだけという驚きの報告であります。

高齢者や基礎疾患のある中高年者に新型コロナウイルスに感染したときの初期症状を周知徹底するとともに、高齢者などは本人が認識している以上の重篤な状態に陥っていることが新型コロナウイルスで多々報告されています。

そのため、肺に行く酸素の飽和度を指先で計るパルスオキシメーターの町民への貸出を含めた提供が新型コロナウイルスの対策に必要なだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、新型コロナウイルス感染から介護の崩壊を防ぐ対策という角度からお聞きします。

先ほどもお話ししたように、まだ分からないところが多いコロナウイルスなので、様々な憶測や不安、補助制度の遅れなどから介護を受ける側も、する側も介護サービスを控えるという現象が起きています。それによる家庭内での暴力も報告されています。

介護の通所事業所の91%、ショートステイの76%、訪問介護の47%が経営への影響を受けていると答えたことが、全国介護事業者連盟が6,513の事業所への影響アンケート第2次調査で明らかにしました。

減収の割合では、デイサービスでは3割の事業所が1割から4割の減収、ショートステイでは過半数が1割から3割の減収、こう答えています。

町内でも、介護労働者は、感染防止策が現場まで伝えられていないので不安を抱えながら介護している。減収で先が見通せない。感染を恐れて休みを取る人もいるがとがめられない。介護の現場で働く人に町からのメッセージとして、特別手当を支給したらどうか、こういう要望であります。

ぜひ、この結果を検討する必要があると思います。この声に応える御意思、町長はおありですか。実態は課長に、対策は町長にお聞きします。

介護の2点目ですが、微熱症状があり、コロナウイルスに感染している可能性のある介護サービス利用者宅を訪問するときの対応はどうなっているのか。町や保健所や病院と気軽に相談できる体制がしかれているかどうかお聞きします。

介護の3点目は、訪問介護についてであります。実は、ショートステイの新規利用者を受け入れる施設が全国的に減少していて、本来ならショートステイに行くところ、訪問介護へという傾向にもなっています。ある御家庭では、コロナ禍で仕事が忙しくなり、疲れから認知症家族に暴力を振るうというケースが発生し、虐待案件として事業所がショートステイ先を探しましたが、受け入れ先がなかなか見つけれませんでした。

厚労省もこの実態に対して、デイサービスなど通所サービスに代わり自宅を訪問し、個別サービスを提供した際、事業所が介護報酬を算定できるとする通知を出しましたが、1回の訪問に対する介護報酬は通所サービスよりも下がると事業者にお聞きしました。また、介護をする専門医が少なくなっていることも、そういうお話も伺いました。

訪問介護での介護報酬の上乗せを国に求めると同時に、実現するまでは町が介護崩壊を防ぐ位置づけで通所サービス並みの介護報酬を補填する必要がありますが、いかがでしょうか。

また、介護施設で不足しているマスクや防護服、消毒液などを宝達志水病院と同等に優先的に供給する必要がありますが、いかがですか。

次に、コロナ禍で子どもたちの学びと心身のケアを保障するための質問をいたします。

子どもには、その年齢でしか身に付けられないことがあります。その時期にできないことが一生にわたって悪い影響を与えることとなります。感染のリスクがこうしたデメリットに見合うことなのかどうかを考えなければなりません。

学校や保育所などで感染を防ぐための大事なことは、症状のある子に休んでもらうこと

です。子どもが安心して休める環境を作ることです。そして、手洗いや咳エチケットを子どもに伝えることはよいと思います。周囲の流行状況をよく見て、流行の兆しが見えてきたら、地域の小児科医や感染管理の医師と連携して、その都度対策を立てていくべきであります。今、御紹介したのは、先ほどの日本小児科学会理事の森内教授のアドバイスであります。

さて、学校の再開に当たり、国立研究開発法人の国立成育医療研究センターが今年4月30日から5月31日まで実施した子どもアンケート結果に基づき、学校の再開に当たり、まず子どもたちの心身のケアを行うことを求めています。それは、子どもたちがイライラする、何もやる気がしない、外で遊べない、勉強が心配など、かつてない不安とストレスをため込んでいるという調査結果が出たからであります。

また、長期に授業がなかったことは、子どもの学習に相当の遅れだけでなく、格差をもたらしました。学校はプリントを配布したり、電話での対応などで様々な努力を行いましたが、まだ習っていない基本的な知識を、いろいろなやりとりのある授業なしで理解させるには無理があります。町内の保護者からは、とても教えられないという悲鳴をお聞きしました。こうした子どもを受け止める手厚い教育が必要です。

石川県は教員志望の大学生を派遣するとしていますが、私は大学生では受け止めきれない状況だと思っています。子どもたちの心身のケアをしっかりと行うことは、学びを進める上で前提になると思っています。

東日本大震災で深刻な被害に遭った地域の学校では、子どもと教職員がつらい体験や思いを語り合うことで学校生活がスタートできたと言います。新型コロナウイルス危機という歴史的経験を語り考えることは、子どもたちの新たな出発点になると思います。当然、宝達志水町の学校でも、ストレスを抱えた子どもたちの心身のケアを充実させながら学校が始まっていると考えていますが、いかがですか。

2点目は、学校での新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、新しい生活様式として、身体的距離の確保を呼びかけ、人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートルは空けることを基本にしています。しかし、20人を超える学級では2メートルはおろか、1メートル空けることも不可能で、専門家会議が言う身体的距離の確保と大きく矛盾しています。

先ほど紹介しました子どもアンケートで、子どもたちが相談したいことの1位がコロナにかからない方法でありました。人との距離を確保できない教室に教職員も保護者も子ども

もも不安の声を上げています。身体的距離の確保を新しい生活様式の重要な一つとして社会全体で取り組んでいるときに、学校の教室を例外とすることは重大な問題であります。

さらに学校は、お聞きしましたら、毎日の清掃や消毒、健康チェックなど、今までにない多くの業務が生じています。もともと異常な長時間労働で働いている教員にそれらの負担を課せば、教育活動への注力ができなくなり、その解決も求められていると思います。

さて、子どもが少ないというのは残念ですが、一方、各学校は少子化で教室が多く余っています。身体的距離を確保しながら、学校生活を送るために20人を超える学級を分けるべきだと思います。

今、相見小学校では、3年生と6年生のクラスで20人を超えています。樋川小学校では6年生のクラスが20人を超え、志雄小学校では3年生、5年生、6年生で20人を超えています。中学校は、全ての学年が3クラスありますが、身体的距離を確保するためには、各学年あと2クラスずつ必要だと考えます。

クラスが整ったら、試され済みの臨時の教員を採用することが求められます。小学校には全部で6人の教員、中学校には全学年合計で6人の教員が求められています。これをクリアするには、予算の問題と教員の確保の問題があります。

学校の問題の最後に町長にお聞きします。政府の専門家会議の身体的距離の確保を学校現場でも実践するために、県や国に20人以下学級ができる保障を働きかけるとともに、すぐに実現しないでも、教職員や保護者、そして子どもたちの願いに応え、それを実践するための臨時教員の採用をはじめとする予算措置をすぐに行う考えはありますか、お聞きします。

最後に、新型コロナウイルスから町民の暮らしを守る施策についてお聞きします。

今年4月に発表された総務省の労働力調査では、非正規労働者は前年同月比で100万人減少しています。新型コロナウイルスの影響のための自粛による休業者は600万人と報告されています。最低700万人が収入の大幅な減少となり、その中で子育てしている世帯も増えています。

先日28日の臨時議会では、学生や子どもたちを育てることを励ます町独自の支援策が決められましたが、しかしこれは一度きりの支援策です。これを必要に応じて増やしていくことが求められていると思いますが、いかがですか。

この問題の最後には、暮らしにかかる重い税や負担金の見直しが求められています。宝達志水町は県内で一番高い上下水道料金が、若者の定着を阻害している原因の一つになっ

ていると私は考えています。同時に、コロナ禍では暮らしを逼迫させる原因の一つになっています。

全国でも県内でも上下水道料金の見直しが行われたり、数カ月の免除を全家庭に行っている自治体も出てきました。これを機会にこの上下水道料金を見直すお考えはおありかどうかお聞きして、質問を終わります。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

能登地域へのPCR検査センター設置の県への要請についてですが、県はPCR検査体制の充実のため、6月8日にいしかわPCR検査採取センターを開設しました。現在、能登地域に同様の検査施設を設置する予定はないとのことですが、検査体制の充実のために要請してまいりたいと考えております。

次に、町では、町内医療機関への新型コロナウイルス感染予防の支援として、5月補正で25万円を上限とする町独自の感染予防対策助成金制度を設け、マスク購入や飛沫防止対策などに要する経費の支援を行っております。

なお、国は2次補正予算で感染症拡大防止・収束に向けて、治療業務に携わっている医療機関の医療従事者に対して現金を給付する制度として、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業を実施することとしており、状況を注視し、町として必要な支援を検討してまいります。

次に、羽咋郡市内の病院の機能分担についてですが、今後も病床確保・患者受入れ調整等については、地域の医療体制が確保されることへの配慮を県に要請してまいります。

また、無症状の感染者や軽症者の宿泊療養施設については、引き続き県全体として確保していくとあります。

次に、症状の特徴の周知と各家庭へのパルスオキシメーターの配備についてですが、症状については、町ホームページ、フェイスブック、安心ほっとメールを用いて新型コロナウイルスの特徴、症状等、最新情報が得られるよう提供しており、今後も継続してまいります。

パルスオキシメーターについては、測定値の意味は健康状態や病気によっても異なり、測定値に対する判断は主治医など医療従事者の指導が必要ですので、各家庭への

配備は難しいと考えております。

次に、介護事業所の従事者への特別な給付金の支給についてですが、介護事業者に対する支援としては、国が2次補正予算で介護・障害福祉事業者の職員に慰労金を支給することとしております。

町では、介護事業者へも医療従事者と同様に町独自の感染予防対策支援として、マスク購入経費など25万円を上限とする助成金制度を設けております。そのため、現在のところ特別な給付金の支給は考えていませんが、町へ交付される国の2次補正交付金を活用した支援の可能性を検討してまいります。

次に、通所サービスに代わる訪問サービスを行った際の支援についてですが、新型コロナウイルス感染症に関わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにより、デイサービス事業所等が感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認、及び居宅を訪問しサービスを提供した場合、介護報酬の算定が可能となっています。

しかしながら、サービス提供時間が短時間のため、デイサービスの最も短い時間の報酬区分での算定となります。これまでに利用を自粛している方に電話による安否確認を行っていた事業所もありますが、感染予防・拡大防止のため訪問は考えていないとのことでした。

また、国の介護報酬の単価設定は、訪問でのサービスが提供時間が短時間であることを考慮して設定されたものと思われ、介護報酬の上乗せは利用料の増加になり、慎重な対応が必要と考えますが、国の第2次補正予算で新たな支援策も検討されております。

町からの補填につきましては、介護給付の負担は国・県・市町村等の割合が決まっているため考えていませんが、今後の情勢を見ながら、要介護者や家族、介護事業者の支援を行ってまいりますので、御理解をお願いします。

次に、学校再開についてですが、児童・生徒の心のケアが最も大切であると考え、対応を行っております。また、20人以下学級における臨時職員の採用については、現在のところ考えておりません。

次に、大学生等支援事業費と子育て世帯応援事業についてですが、現在、各大学等でも給付金や奨学金制度等の補助が行われており、国においても困窮学生1人当たり10万円、住民税非課税世帯の学生には20万円の給付が行われるなど、様々な支援が実

施されていること。また、子育て世代にも国から様々な支援が行われており、これらの手当を毎月支給することは考えておりません。

一方で、未来を担う若者への支援は重要と考えており、必要な方に効果的な支援ができるよう、国の2次補正予算を活用するなどして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、上下水道料金の免除や見直しについては、サービス提供区域外の方もいらっしゃることから、全町民に対して行う負担軽減措置としての公平さを考慮し、現在のところ考えておりません。ただし、状況と必要に応じて生活支援に関する措置を検討してまいります。

なお、町では、水道料金及び下水道使用料の支払いについて、コロナ禍による影響で収入が減少し一時的に支払いが困難となった個人及び事業者からの相談があった場合は、一時的に支払いの猶予を行う支援事業を行っております。

なお、細部については、教育長、所管の課長から説明させますので、御了承願います。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

まずは、子どもたちの心身のケアについてですが、小島議員の言われますとおり、何よりも第一に児童・生徒の心身のケアが大事であると考えております。この件につきましては、児童・生徒のみならず、保護者の方への対応も考えております。

これまでも学校長をはじめ、学級担任が保護者の方の話をじっくり聞くとともに、児童・生徒の学校生活の様子を伝えることで、保護者の方の不安解消に努めております。

また、臨時休業期間中を通して、スクールカウンセラー活用の呼びかけをしております。現在までに、個別の面談希望はございませんが、スクールカウンセラーには児童・生徒の様子を観察していただくとともに、教職員の対応等、子どもたちの心身のケアやストレスの解消法について指導をしていただいております。

併せて、本町の掲げる「コロナ差別ゼロの町宣言」につきましても、各校に指導の徹底を図るとともに、この学校再開に向けていつでも児童・生徒が目につくように教

室等に掲示もしてございます。

また、新型コロナ危機について語り考えることについてでございますが、本町においては各校で学校再開に当たり、今ほどお話しいたしましたように「コロナ差別ゼロの町宣言」について話し、考える場を設けております。いじめや差別をしないこと、相手を思いやる心のことについて話し合うとともに、新しい学校生活のあり方を共通理解した上での学校のスタートとしております。

次に、身体的距離の確保についてですが、各校で間隔を空けた机の配置を工夫しております。対面での座席を必要とする特別教室では、間にビニールシートを設けることで飛沫感染予防としています。

生徒数の多い中学校では全ての授業とはいきませんが、1学級を2つの教室に分けて授業をするようにしています。また、昼食では1年生は教室で、2年生と3年生は時間差でランチルームを使用するといった取組で、生徒の身体的距離を確保しております。

町内で20人以下学級を実施するために必要な臨時教員の数ですが、小島議員のお示しのとおりでございます。

○議長（柴田 捷君） 病院事務局長 松田英世君。

〔宝達志水病院事務局長 松田英世君 登壇〕

○宝達志水病院事務局長（松田英世君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

町内で医師が必要と診断した患者にはPCR検査が全て実施されているかとの御質問についてですが、宝達志水病院では新型コロナウイルス罹患の疑いがあると医師が判断した患者については、全てPCR検査が実施されております。

そのほか県内のPCR検査の実施状況について石川県に確認しましたところ、石川県医師会と石川県と共同が作成したフローチャートに基づき、PCR検査の適否を判断しており、医師が必要と判断した場合には滞りなく検査を実施しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 健康づくり推進室長 高木栄子さん。

〔健康づくり推進室長 高木栄子君 登壇〕

○健康づくり推進室長（高木栄子君） 11番 小島議員の御質問にお答えいたします。

コロナ禍で感染の心配を抱えながら献身的に従事しているのは、宝達志水病院の職員だ

けではないと思うが、その認識はあるかの御質問についてですが、町内の2つの開業医、4つの歯科医院に伺ってまいりました。駐車場まで出向き患者さんの体温測定や診察などを行ったり、自宅への訪問診療など感染の心配を抱えながら行っているとのことでした。

また、感染症対策のため、消耗品などが品薄のため確保も難しく、感染資機材の高騰による経費も膨らみ、コロナ以外の診療外来受診数が減少し経営を圧迫するなど、町内の医療機関関係者の皆さんが大変な思いや、第2波に向けての不安を抱えておられるということは十分認識しております。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 健康福祉課長 一家 剛君。

〔健康福祉課長 一家 剛君 登壇〕

○健康福祉課長（一家 剛君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

コロナ禍でデイサービスやショートステイを休止したり、縮小したりした町内の事業所はどれだけあるかについてであります。町内にはデイサービス事業所は6カ所、ショートステイ事業所は3カ所あります。デイサービスの5事業所は休止せず、利用時間や利用回数を減らし受入れ人数を縮小するなどの対応をとりました。

1事業所のみ12日間休業しましたが、感染拡大防止のための予防措置でありました。

ショートステイでは、全ての事業所が新規の受入れや利用人数の縮小を行いました。一部高齢者のひとり暮らしの方の利用日数を延長した事業所もあったようでありませ

す。また、それに伴い、介護労働者の人数が減っていると思うが全体でどれだけか、これらの原因もという質問ですが、介護労働者の人数の減については、全体で7事業所は現状のまま職員は減らさず、2事業者のみ利用者数の減少によりまして専門職のシフトを変更したとのことでありました。

また、その結果生じている事態の説明をもとめるとのことでありましたが、デイサービスにつきましては、4月の実績であります。前月比でいきますと77%、そして逆にショートステイにつきましては80%の実績でありました。

その中であります。緊急事態宣言の解除により通常に戻りつつあり、大きな混乱や影響はうかがっていない状況であります。

しかし、感染予防対策の継続、2波、3波の到来の危惧もあり、介護事業者は気の抜けない状況にあると感じております。

次に、感染の疑いがある介護サービス利用者宅を訪問する場合の対応を町や保健所に相談できる体制がしかれているかについてですが、日頃から情報を共有するため、各事業所へ頻繁に介護保険情報などの周知を行っています。

また、介護事業所からも相談があり、対応しておりますが、事業所任せにはしていないと考えております。

今回は感染が疑われる利用者がなかったことにより、保健所への相談ケースはありませんでしたが、今後も事業者への後方支援としての相談支援体制は重要なことと考えております。

次に、不足しているマスク、防護服、消毒液などを宝達志水病院と同様に優先的に供給する必要があるかについてですが、緊急時に必要な物資を供給できる体制を整備することは重要であると考えます。

国は、第2次補正予算の中で医療機関などへ医療用マスクなどの優先配布事業、また県が実施主体となる今後に備えた介護施設用のマスクなどの備蓄が予算化されております。

また、町では5月補正予算でマスク、備蓄用の消毒液などの購入にも充てられる新型コロナウイルス感染症対策助成金を立ち上げ、介護事業所へ支援を行っています。

今後につきましても、要介護者やその家族を支える介護事業者の支援は重要であると考え、備蓄を行うなど検討をしております。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 再質問させていただきます。

PCR検査を受けたかどうかに関しては、実は滞りなくPCR検査を県は実施したと言っているんですね。でもそれは、そういう答弁を県の委員会でしたのが4月28日です。ところが5月1日に、石川県のお医者さんの団体、保険医協会というんですけれども、保険医協会が全部の医療機関にどうやったかと聞いたんです。そしたら、県内の医療機関の7割を超えて患者さんが、医師が必要としたけれども検査してもらえなかった。そういう体制やったんですね。

そういう状況があったので、町はどうかと聞いたら、町では、偶然ラッキーなことに全部していただいたのはよかったんですけれども、やはり第2波にどう備えるかというところでは、検査センターをつくってやるんですけれども、やはり能登地区にも作る必要があ

るということで質問しましたけれども、町長はちゃんとそういうふうに言うていくと言われたので安心しました。まず一言、それを言うておきたいと思います。

それと、せっかく健康づくり推進室長が一生懸命各病院の医院のことを聞いていただいて、第2波に対する不安、いっぱい持ち出しがある。そういう中で、町長の答弁の特徴は、今お聞きしとったんですけれども、あるところではそれはしない、あるところでは状況を見て考えますということなんですけれども、医療機関への支援というのは、宝達志水病院だけじゃなくて、やっぱり皆さん不安を抱えているので、これだけ調べられて、これだけの、私もお聞きした状況と全く同じ状況でした。

やっぱり第2波に備えて、この医療機関の確保をちゃんとやっていってもらうためにも、どうしても支給が必要だなということで、その点やっぱり考えていただいて、町長はここはしないと、国にあれに頼ってしないとされたんですけれども、やっぱり町はどうなのかということの状況をこれだけあるんですから、ぜひまた考えていただける、状況に応じてやるという答弁をしていただければいいなと思います。

子どもたちの問題ですけど、先ほども質問ありましたけれども、これだけ遅れているところでどうやって、守田議員と岩根議員がされていましてけれども、どうやってこれ克服していくか、カリキュラムをどれだけちゃんとこなしていくかというときには、大事なことはやっぱり20人以下にすると今、時差登校でやっておったでしょう。先生らがたくさんいるよりは20人以下になると、子どもが見えて、問題はどこかというのが分かって、ちゃんとアドバイス、個別的にアドバイスやっていけるんじゃないか。

だから、これ、コロナ禍においては、この20人以下というのは大事だし、遅れを取り戻すときにも大事だし、そして子どもらの思いをつかんでいく、これも大事だということを言うておられるんですね。

この20人以下というのは、別に私が急に言い始めたわけじゃなくて、日本教育学会が最近、コロナ禍でどうしていくかということで出した声明なんです。

ですから、それに応じて20人でやっていくときには、今、教育長が言われたように、多いところは分けてやっておられる状況もあるんですけれども、本当にこの20人以下で一つの授業がやっていけるときには、やっぱりクラスたくさんあるんです。合併といいますが、しなかったために、コロナ禍に備えていたような小学校、残っていますので、クラスはありますんで、あとは人を雇うだけ。お金は、財源はあります。財政調整交付金、県は全部それを吐き出してコロナ禍に対応しようとしていますよね。宝達志水町はそれを

惜しんで、一生懸命国の支援だけでやろうとしているんですけども、そうではなくて、財源はあるんですから、それをやるべきだなというふうに思います。

ここをもう一度お聞きしたいなと思います。

それと、先ほど上下水道料金、何でコロナのところで上下水道料金を出したかといいますと、若い御夫婦からの指摘がたくさんあったのは何かといたら、手洗いせよ、そしてちゃんと、確かに石けんでコロナは死にますから、手洗いというのは大事なんですけども、たくさんしないとだめ。同時に、みんなシャワーしたいと言います。家から帰ってきたら手を洗ってすぐシャワーする。シャワーするときはこの上下水道料金の高さというのは、コロナを防ぐときに邪魔になってくるんですよ。

若い方々は、ラジカルでいろんな怖い、狂信的な発言、批判したりしますけれども、やっぱりこれが邪魔になっているんで、このコロナ禍のもとで料金の改定という見直しをやっていく、コロナ感染を防止していくときには、大事だと思うんですよ。

ここはちょっとそういう位置づけで町長も状況等、必要に応じてと言うておられますけれども、状況として必要があるんですから、これはちょっと調べて検討していただければなと思うんです。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の再質問にお答えをいたします。

20人以下学級への対応についてですけども、現在、各学校において必要な対応がとられております。御指摘のとおり、少ない人数であればより安全な策が講じられるということではありますけれども、とりあえず今のところ、各学校においてよく手段を検討して実施されておりますので、それを継続してほしいと思っておりますのでございます。

また、上下水道のことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、必要な生活支援については今後も検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

失礼いたしました。11番 小島議員の再質問にお答えをいたします。

医療機関の方については、先ほども答弁いたしましたとおり、大変な苦境の中で懸

命に医療に当たっておられる。そういった中、そして御指摘いただいたとおりに今後の感染の拡大、そういったところにも備えていく、いろんな面で支えをしながら、不安を払拭していく、そういうことは重要であると考えておりますので、これもそのほかと同様ですけれども、必要なことはしっかりとやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしますけれども、この件についてもしっかりと検討した上でということですので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） ちょっと再質問です。

質問で忘れてたんですが、毎月子どもたちに大変な子育てをされているところに、何で新たに5月の終わりにあった、5月29日の臨時会で決めたこと、それを1回で終わらないでやるかということでは、これも意見をお聞きして回ったんです。私。

そうしたら、何を言われるかといったら、4月には固定資産税取られた。5月には自動車税、6月には町・県民税、これで全部とんでしまう、全部っていうことじゃないんでしょうけれども、やっぱり車は必要ですからね、田舎であればあるほど。これであんまり子どもにはそんな与えてやられないと。

国から特別な10万円の給付金とか母子世帯とか、児童扶養手当の世帯には上乘せありましたけれども、全部税金の高さとか、公共料金、先ほど言いました上下水道料金でもう消えてしまうんですよ。

そこをちょっと自覚していただいて、ここもやっぱり検討を、先ほど言われたように、実態を反映させるために検討を加える必要があると思うんです。財源はあります。町長、最後にいかがですか。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の質問にお答えいたします。

大学生また子育て支援と、そういったことの毎月の支給についてですけれども、先ほど申しあげましたとおり、国においても今後様々な支援が実施されてまいります。

一方で、答弁でも申しあげましたけれども、若い方、そして子育て世代、そういった皆さんへの支援というのは私も大切であると考えておりますし、特に支援が必要な

方もおられると、議員からも御指摘ございました。

先ほどから申し上げておりますけれども、こういったもの、町としてできるのか、そういったことについて今後よく考えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。議案第39号から議案第43号までの議案5件及び報告第10号から報告第19号までの報告10件については議案付託表のとおり、また請願第1号は請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第39号から議案第43号までの議案5件及び報告第10号から報告第19号までの報告10件については議案付託表のとおり、また請願第1号は請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。委員会審査のため、明6月12日から6月18日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月12日から6月18日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（柴田 捷君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は6月19日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時01分散会

令和2年6月19日（金曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	8 番	守 田 幸 則
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸
7 番	柴 田 捷		

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 村 山 敬 一
次 長 浜 坂 浩 幸

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
参事兼総務課長 村 井 仁 志
危機管理室長 宮 本 孝 則
情報推進課長 山 本 昭 弘
財政課長 金 田 成 人
企画振興課長 安 達 大 治
住民課長 定 免 文 江
税務課長 村 井 康 志
健康福祉課長 一 家 剛

健康づくり推進 室 長	高 木 栄 子
農 林 水 産 課 長	松 原 好 秀
地 域 整 備 課 長	藤 本 清 司
会 計 課 長	越 外 志 美
宝 達 志 水 病 院 事 務 局 長	松 田 英 世
宝 達 志 水 病 院 事 務 局 長 (再編・統合対策担当)	濱 中 豊
教 育 長	細 江 孝
学 校 教 育 課 長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	笠 松 幹 生
生 涯 学 習 課 長 兼 文 化 財 室 長	坂 井 賢

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- (追加日程)
- 日程第1 議案第44号 北大海第一保育所大規模改修工事（建築）請負契約の
締結について
- 日程第2 議案第45号 財産の処分について
- 日程第3 議案に対する質疑
- 日程第4 討論
- 日程第5 採決
- 日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（柴田 捷君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、6月11日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（柴田 捷君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、教育厚生常任委員会委員長 林 稔君。

〔教育厚生常任委員会委員長 林 稔君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（林 稔君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る6月15日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、健康づくり推進員の役割と活動再開に向けた新型コロナウイルス感染症対策、相見小学校のトイレ改修工事の実施時期と工期、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について、心身障害者医療給付の制度改正、介護保険料の軽減措置の強化など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案3件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分報告6件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。また、請願1件は採択すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、新型コロナウイルス感染症対策についてスピード感を持って遅れることなく対応されたいとの意見が出されました。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで各委員の御了承をいただいたことも併せて御報告いたし

ます。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の過程と結果について御報告を申し上げ、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（柴田 捷君） 次に、総務産業建設常任委員会副委員長 松浦文治君。

〔総務産業建設常任委員会副委員長 松浦文治君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会副委員長（松浦文治君） 今定例会において本委員会に付託されました案件について、去る6月17日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、農産物のブランド化、古墳の湯の利用状況、橋の補修工事、固定資産の現況調査についてなど、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案3件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告4件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、防災行政無線の運用に際しては内容を精査し緊急のものを主に運用されたい、新型コロナウイルス感染症対策について、国県の動向に注視し対応されたいとの意見が出されました。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（柴田 捷君） これで委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結

いたします。

◎討 論

○議長（柴田 捷君） これから議案全般にわたっての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

まず、議案第39号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第39号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第40号 宝達志水町温泉施設条例の一部を改正する条例についてから、議案第43号 宝達志水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案4件を、一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第40号から議案第43号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第40号から議案第43号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、報告第10号 専決処分の報告について 専決第9号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）から報告第14号 専決処分の報告について 専決第13号 令和元年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）

までの報告5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも承認です。

報告第10号から報告第14号までの報告5件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、報告第10号から報告第14号までの報告5件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、報告第15号 令和元年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

○議長（柴田 捷君） 次に、報告第16号 専決処分の報告について 専決第14号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例についてから、報告第19号 専決処分の報告について 専決第17号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの報告4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。

報告第16号から報告第19号までの報告4件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、報告第16号から報告第19号までの報告4件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、請願第1号 宝達志水町における精神障害者の医療費助成について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。ただいま議案2件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（柴田 捷君） それでは、追加日程第1 議案第44号 北大海第一保育所大規模改修工事（建築）請負契約の締結について及び議案第45号 財産の処分についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 今定例会に追加にて提案いたします契約案件1件、その他案件1件について御説明申し上げます。

議案第44号 北大海第一保育所大規模改修工事（建築）請負契約の締結についてであります。

本案につきましては、予定価格が5,000万円以上であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたいとするものであります。

概要といたしましては、北大海第一保育所の耐震、外壁、屋上防水、建具の改修等及び職員用トイレ増築工事を行うものであり、免田産業株式会社と1億1,539万円で契約を締結したいとするものであります。

次に、議案第45号 財産の処分についてであります。

本案は、産業の活性化を図るため、旧押水放牧場跡地を処分するものであり、17万1,691平方メートルの土地と建物5棟等を株式会社ナカヤマエッグに3,855万円で売却する

ため、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 捷君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（柴田 捷君） ここで議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

12番 北 信幸君。

○12番（北 信幸君） 今ほど追加日程に提案されました、議案第45号についてお聞きしたいと思います。

先ほど全員協議会の中でも、活性化という言葉を使ってありますけれども、私個人的には現在の世の中に対して逆行しておるような気がしてなりません。この地域ではそういった住民が困るような施設を活性化と呼び、企業誘致に匹敵するような雇用人数も大きく、17万平米以上ある地面でございます。3,800万円というよりも、そういったすばらしい雇用人数のある企業誘致に匹敵するものならば、県から譲り受けあえて転売しなくても、上げてもいいような金額の利用地だと私は思っております。ああいう景観のいいすばらしいところに、我々が生活する頭の上の山の上にそういったものを活性化としてするのはいかがかなと、このように思います。

町内の企業でございますので、それ以上もう反対はしづらいかなと思っておりますけれども、新規の町外事業者ならばもっともっと強く反対をしたいなど、このように思っておりますけれども、2棟の養鶏の鶏舎が建てられるわけでございますけれども、その後より多くのそういった鶏舎が建設できないように、契約を結んでいただければ。先ほどの全員協議会の中でもはっきりした答弁が聞き取れなかったもので、あえて質疑をさせていただきます。

また、畜産業者やら県等々のそういった隣接集落、住民に対しての約束事は大変我々にすれば甘いような約束事でございます。測定器に測定してもあえて数字が出ない、そういった苦情がたくさんある中で、地域に生活している方々が人感で臭覚、臭いが分かったときには即刻営業を停止し、対応していただくような内容を盛り込んで、今後本契約をしていただくことをお願いいたしまして、質疑といたします。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の質疑にお答えをいたします。

建物の現在、計画以後の増築等についてですけれども、既に仮契約を結んだという状況でもありますし、今後どのような利用がされるのか、私どもとしてしっかり注意して見ていなければと思っておりますし、また御心配なさっておられますように、住民の生活環境がしっかりと守られていくこと、これは本当に大切なことですので、今後も新たな、あるのかどうかちょっと今のところ何とも言われませんが、今後の経営について、しっかりとそういったものを守っていかれるようお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 12番 北 信幸君。

○12番（北 信幸君） 今ほど、今後そういったものを注視していきたいと今おっしゃられますけれども、注視しながら事が起きてからでは遅いんです。だからして、あえてそういったものをうたっていただきたいということを再三述べておるわけでございまして、事が起きてからでは遅いので、そういったことをきっちりと、約束を交えながら今後進めていっていただきたいということを申し上げておるんです。分かっていただけでしたか。もしあったら、しっかりと答えていただけますか。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の質疑にお答えをいたします。

今後の運営、経営のあり方につきましては、先ほども申しあげましたけれども、生活ばかりじゃなくて地域の環境が、よい環境が守られていくように、注視というのは何か大きな問題、小さな兆候等含めて迅速に対応が図られるよう、そういったことを含めて我々として求めていかなければならないと思っておりますので、そういった対応をしっかりと行ってまいりますけれども、新たな事業の変更なり、建物を建てるなり、そういったことは現時点では何も分かっていない状況です。今のところ上げられている計画にのっとり進められると思いますし、それを逸脱したような事業、また我々に対しての説明、住民に対しての説明、そして協定、こんなものが守られていくことはしっかりとお願いした上で、進めていかなければと思います。

それで、新たなものを増設しないとか、事業について変更を認められないとか、そういったことについては、そこまでは今の時点でお約束できないと、そこまではできないと思っておりますけれども。繰り返しですが、しっかりと環境を守られるように、我々としてできることはしっかりと力を尽くしてやってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 12番 北 信幸君。

○12番（北 信幸君） 大変申し訳ないです。現時点では増築はということ把握していないということを言われますけれども、現時点で将来的には差し控えていただきたいということを明記されて、中で完全たるべきもの、地域の者が迷惑していないというあかしがあれば、ということを書きいただければそれでいいじゃないですか。現時点で分からないからそういったものは約束できないんじゃないかと、現時点で約束しますけれどもこういったすばらしい中でこういった営業していかれるということが分かれば、相談によりけり許しますと、そういったような文言で明記をしていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の質疑にお答えをいたします。

はっきりとした明記ということのお話でございますけれども、民間企業の活動ですので、全てを現時点で何も認められないということは、先ほどから申し上げておりますとおり難しいと思っておりますけれども、規模の拡張であるとか何らかの変更であるとか、そういったことがあるときは事前に説明を求めること、また環境に対する配慮がなされているのかしつかりと確認させてもらうこと、そういったことは約束して環境が守られるような取組については頑張っってやっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） ほかに質疑ございませんか。

11番 小島昌治君。

○11番（小島昌治君） 議案第45号について質疑いたします。

今、北議員からも質疑あったんですけども、実はこの問題というのは一番、卵が安いからなんです。それで大変な思いをして迷惑をかけることになっているんです。これは国の問題ですのでここで質疑するわけにいかないんですけども、大事な仕事をされているわけですから本当はみんな応援したいけれども、この業者さんはやっぱり、今、前に相見校下に建っているときに、住民との間でいろいろとあったりしたときもあるんですね。ですから心配になってそういうことを質疑とかされるんで、私もそうなんですけれども、相見校下から第一校下、宝達校下に来たということで喜んでるわけじゃないですよ、心配なんです。

そういう臭気の問題で住民に迷惑かけないようにする保証をどこに置いているのか、そ

こをちょっと協定書の中にちゃんと理解していただいて、進んでいく必要があるなと思って聞いているんです。どこに置いているんですか、それをちょっとお聞きしたい。

それと、もう一つは議案第44号ですけれども、実は先ほどの全員協議会の中でもちょっと質疑したんで同じように質疑しますけれども、実は住民が待ち望んでいた保育所ですから、これちゃんと早く開所してほしいなというような思いはみんな持っているんです。ただ、これが鉄筋コンクリート平屋建てなんですよね。実は近くに2級河川の前田川が流れていて、近くです、本当に近くですので、その前田川が1000年に一度の洪水の調査というのは恐らく石川県はやっていないです。子浦川しか。そういう意味でその浸水の可能性どうなんかという心配あるんで、今の状況では何でこんな平屋建てにしたのか、普通は2階建にするべきなんじゃないかと思っているんですよ。

それで何で平屋建てにしたのか、そして洪水が、1000年に一度の洪水、洪水って1000年に一度と言ってますけど、この前の台風で実はあの千曲川とか長野県とかいろんなどころでもう1000年に一度をどんどん超えているんです、東北地方で1000年に一度の浸水というのをみんな超えてしまって洪水が起こっているんで、ぜひこれ、何でそういう平屋建てにしたかという根拠、これをお聞かせ願いたいなど。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の質疑にお答えをいたします。

第一保育所の平屋にした根拠についてですけれども、現在平屋でございます。そして、子どもたちの人数等を考えて現状の規模でということでございますので、それが第一でございます。また、小島議員が御指摘のような、災害に対する対策、こういったものも大切であると考えております。

近くを流れる前田川については、1000年に一度レベルまでの調査等はなされておられませんけれども、またこれまで第一保育所においてまで大きな水害に遭うようなことも、今のところありません。しかしながら、御指摘のような事態が想定し得ること、また豪雨以外の災害についても安全な取組、そういったものはしっかりとしておきたいなと思っておるところでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 松原農林水産課長。

○農林水産課長（松原好秀君） 小島議員の質疑にお答えします。

環境保全協定の内容についてでございますが、住民に迷惑をかけることのないよう、保証内容について今後その条文を盛り込めるかどうか、また事業者のほうと検討してまいりたいと考えております。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

○11番（小島昌治君） それは、住民に迷惑かからんようにするのは当たり前ですけども、住民に迷惑かからないというところは、恐らくいろんな法律とか条例で規定されたものに基づいて、迷惑とか迷惑じゃないと思うんですよ。

実は相見地区にあったときに、県の条例に基づいていろんな臭い等の問題とかがあって、それは県の条例には抵触しなかったんです。でも、住民はそれがたまらなかったんですよ、これは困る。ですから、そういう意味では住民が困るか困らんかという規定というのを、県の迷惑条例じゃなくて、きっちりと町で考えられた、住民に本当に臭いのことで対応できるような、そういう協定にしていく必要があると思うてんです。これ、条例つくるのであれば条例つくる必要があるし、そういう協定にするのであれば協定にしていくというふうに発表する必要があるし、ここでそういうふうにしていくということをぜひ明言いただけたらなど、そういうおつもりなのかどうかということをお聞きしたいと思って今質疑をしました。

以上。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の質疑にお答えをいたします。

住民に対する迷惑をかけないように、そういった実効的なことを協定に盛り込んでいくべきでないかと、そんなお話でございましたけれども、先ほど全員協議会でもお話いたしましたけれども、基準値に満たない状況でも迷惑な状況であると、そんなようなことであればしっかりと対応していくということでございましたし、今小島議員はじめ議員の皆さんからいろいろと御意見いただいております。そういったことをまた再度伝えて、また書いてあること、これ以上書くかどうかについてはまた考えさせていただきたいと思いますが、少なくとも書いてあること、書いてあることを守られれば環境は守られる、そんな思いでそんな内容になっておりますので、それをしっかりと遵守していくこと、これを関係者一同で確認して進めていければと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（柴田 捷君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

議案第44号 北大海第一保育所大規模改修工事（建築）請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第45号 財産の処分についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（柴田 捷君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、

各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることと決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（柴田 捷君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第2回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 柴 田 捷

署名議員 松 浦 文 治

署名議員 林 稔